2026年度
第3回業務委員会
資料№7-1

総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

第 11 回ガス事業環境整備ワーキンググループ

議事要旨

1. 日時　令和 8 年 7 月 13 日（月）　13 時 00 分～15 時 10 分
2. 場所　経済産業省別館 2 階 235 会議室（オンライン併用）
3. 議題　（１）安定供給の確保に向けて
　　（２）ガス事業の託送料金制度について
　　（３）ガスシステム改革の検証とりまとめの方向性

4. 出席者

（ガス事業環境整備ワーキンググループ委員）

山内 弘隆	一橋大学 名誉教授
秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員
五十川 大也	大阪公立大学大学院経済学研究科 教授
男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
澁谷 忠弘	横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
杉野 綾子	武蔵野大学法学部政治学科 准教授
中 美尋	みずほ銀行 産業調査部 次長
橋本 悟	青森公立大学経営経済学部経済学科 教授
原 郁子	公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会理事
平野 創	成城大学 経済学部経営学科 教授
又吉 由香	SMBC 日興証券株式会社産業・サステナビリティ戦略部 マネジング・ディレクター
松平 定之	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授

（ガス事業環境整備ワーキンググループオブザーバー）

梅澤 毅	株式会社 INPEX JAPAN 企画推進ユニット ジェネラルマネージャー
小野 透	一般社団法人 日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部会長代行
出口　尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社　ガス事業部長
木村　昭彦	電気事業連合会 理事・事務局長
辻 英人	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
籔内 雅幸	一般社団法人日本コミュニティーガス協会 専務理事
藤原 洋	石油資源開発株式会社 経営企画本部 経営企画部長
宍倉 尚	ENEOS Xplora 株式会社 低炭素ソリューション本部 天然ガス事業部長
田上 博道	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長
福田 正広	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ ガス安全室長

経済産業省

迫田 英晴	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

5.　議事概要

（1） 安定供給の確保に向けて

①　事務局より資料説明を実施。

②　委員等からの主な意見

○　ガス事業の経過措置料金規制について、将来的に高齢化・人口減少・新規小売事業者の撤退等により競争環境が著しく悪化した場合、再規制的な介入があり得るのか、または自由化後は料金監視のみで対応するのか。

○　スタートアップ卸の上限価格について、標準メニュー以外でも一定以上の販売実績がある低廉な料金メニューとの整合性を確認すべきと指摘した。疑義が生じている事例を前提に、事業者から問題提起があった場合は真摯に確認すべき。

○　一般ガス導管事業の供給計画における担い手不足対応について、スマートメーター、DX、AI 等による省人化・省力化は重要だが、人材を単純に AI や DX で置き換えるような書きぶりは避けるべき。保安人材を含む担い手のリスキリングやスキル価値向上も含めた表現にすべき。

○　適正な取引環境に関し、自由化から約 10 年が経過した中で、競争の進捗は地域差も含めて検討が必要。また、ガス製造事業者による説明・協議に関する指針改定案について、

目的語や想定する問題が不明確であり、単なるプロセス整備にとどまらず、基地第三者利用や配船調整等の具体的協議項目について、準則やネガティブリストの整備も今後検討すべき。

○　供給計画について、スタートアップ卸や振替供給については現行方針の維持を理解しつつ、取引環境のモニタリングを継続し、必要に応じて適切な対応を行うことが重要である。

○　供給計画にバイオガス・水素等の導入見込みを盛り込む場合、事業者が先進技術に過度に前向きな見込みを記載し、5 年後に実績と乖離する可能性がある。過度に牽制する必要はないが、計画記載にあたっては丁寧なコミュニケーションを取るべき。

○　産業部門の燃料転換やガス需要の構造変化をより実態に即して分析するため、大口需要家の販売量を業種別に把握すること、また大口需要家数をストックだけでなく増減フローとして把握することを検討していただきたい。

○　スタートアップ卸について、委員から競争促進機能への問題提起が継続しており、事業者意見募集でも改善要望があった中で、今回、上限価格算定方法を見直さない判断に至った背景を確認したい。現行の上限価格では新規参入者として事業が成り立たず、制度上の上限価格が LNG 受入基地等を起点とする卸供給（いわゆる基地卸）における個別交渉にも影響していると述べ、過去に成立した 27 件の契約について、現在の小売事業実態、上限価格での供給件数、顧客件数、市場シェア等のデータ提示を求めたい。さらに、小売料金原価とスタートアップ卸の差し引き費用の整合性もモニタリングで検証すべき。

③　事務局からの回答

○　経過措置料金規制については、自由化後に何もしないということではなく、また直ちに規制に戻るということでもなく、今後の社会構造や地方の状況を見ながら適切な制度のあり方を検討する。

○　DX・AI については単なる人材置換ではなく、生産性向上に寄与するものとして報告書に記載する。

○　基地第三者利用の指針については、現時点ではプロセス面の問題を認識しており、実績を積み上げながら必要に応じて具体的記載を検討する。

○　スタートアップ卸については、上限価格の適切性をモニタリングで見ていくこと、制度が適切でないと感じる場合は当局に相談してもらい、必要に応じ制度検討につなげたい。

（2）　ガス事業の託送料金制度について

①　事務局より資料説明を実施。

② 委員等からの主な意見

○ 労務費の公的指標として「賃金構造基本統計調査」の全産業・全国平均を採用する案について、ガス事業だけでなく他分野との人材獲得競争が激化する中で、当該指標で十分な人材獲得力を確保できるかシミュレーションすべき。また、AI・DX と人材獲得は連動するため、スマートメーター普及等に熱心な事業者へのインセンティブも含め、事業環境整備を検討すべき。

○ 案②はトレンド把握への影響がやや分かりにくい。事業報酬については、他人資本報酬率、採録期間、格付け補正の見直しに異論はなく、変分改定や標準処理期間短縮の方向性も支持できる。

○ 事業報酬についても、公的インフラの安全性・安定性を担保するため、経営努力を前提に適切に確保される必要がある。一方、格付け補正について、制度と実態が乖離している場合に、実態把握をどのように進めるのか確認したい。

○ 変分改定に関する指針改正案、特に事業者間精算に係る情報共有について、特定ガス導管事業者と一般ガス導管事業者の間には力関係の差があり得るため、借りる側の料金改定に必要な期間を考慮した情報提供は必要だが、「誠実な協議」をことさらに強調して期間を不必要に延ばすことがないよう留意すべき。また、上流側料金変更の適正性は別途、監視委のレビュー対象になり得る。

○ 特定業種で賃金が大きく上昇している状況を踏まえると、人材確保が難しくなる可能性があるため、制度導入後もモニタリングし、インフラ維持に必要であればさらなる対応を検討すべき。

○ 公的指標について、建設工事費デフレーターに賃金要素が含まれる場合、賃金構造データとの組み合わせで労務費が二重計上されないか懸念される。採録方法については最大値・最小値を除く 5 年平均は妥当と評価し、事業報酬関連の採録期間も 5 年に統一する案は運用面からもあり得る。

○ 採録方法で最大最小を除く方法は形式的にはニュートラルであり「保守的」とは言い切れない。指標が直近 5 年で入れ替わることを踏まえ、5 年後も同じ方法を維持してよいか再検討が必要。他人資本報酬率 0.75 について、直近金利環境を踏まえると低すぎる懸念あり。低いデータが外れるまで申請を待つインセンティブや、構造変化への対応力の弱さに懸念あり。

○ 採録可能な直近データが 2 年前となるものがある点について、可能な限り最新データを用いる工夫が必要。マクロ環境やガス事業環境の変化が速いことを踏まえ、事後検証や見直しを適宜行う重要性を指摘。

○ 公社債利回りを基礎にリスクプレミアムを加算して他人資本報酬率を算出する見直しは、公平性・透明性の観点から適切。一方、急激な環境変化を反映する観点から、採録期間を短くする方向も一案である。

○ 公的指標の採録方法には単純な 3 年平均でもよいのではないか。下落局面では小売や

消費者へ本来還元すべきものが還元されない可能性に留意すべき。

③　事務局からの回答
○　労務費については、人材を確保できることはインフラ事業として最低限必要であり、料金審査では必要な人材確保費用が妥当か確認する。
○　今回の論点は変動率であり、現時点では一般的な指標で見ることが考えられるが、特定業種・地域での人件費高騰は今後もフォローする。
○　格付け補正については、各事業者から格付け等の情報を得て整理し、想定する格付けと一致しない事業者が確認された場合には妥当な区分を整備し直す必要がある。
○　他人資本報酬率 0.75 については、2025 年値としては低いが、2026 年以降は現行と大きく変わらない値になる想定で、シームレスに移行できると考える。

（3）　ガスシステム改革の検証とりまとめの方向性
①　事務局より資料説明を実施。

②　委員等からの主な意見
○　「災害時供給の強靭化」が安定供給の確保の中で十分明示されていないため、「需給見通しに関する必要な情報捕捉」と災害時対応の関係をより明確にすべき。「スマート保安を含む省人化・省力化」との整理は包含関係が逆であり、スマート保安の中に省人化・省力化が含まれると整理すべき。「多様な主体による対応」は GX 社会への貢献だけでなく、安定供給の確保にも関わるため、GX の下位項目に置くには大きすぎる文言ではないか。
○　天然ガスの安定調達や調達多様化の重要性を指摘した。供給計画・調達計画の整備、新規参入事業者の調達責任、合成メタン・バイオマス等の将来的な供給安定性への貢献も含め、安定供給の観点として取り込むべき。
○　取りまとめ文書には、①協創・協調は競争の後退ではなく公益性の高い領域での補完であり、価格や卸条件等の競争領域の規律監視は維持すること、②排出削減価値を伴うメニューでは比較可能性・二重計上防止等の原則を早期に明記すること、③地方中小事業者の持続性確保に向け、標準化・共同化・ベストプラクティス横展開・研修ツール提供等を明確化することが必要である。
○　人材確保について「育成」が具体的に何を指すのかが見えにくい。人材育成はガス事業単体ではなく、日本の産業を支える質の高い労働力供給という広い観点から議論し、インフラを担う人材をどう確保・育成するかを具体化することが重要である。
○　カーボンニュートラルは時間軸をよく見る必要があり、費用対効果の高いガスへの燃料転換・ガス活用の重要性について、需要家と目線を合わせ、投資予見性を高める政府発信を取りまとめに盛り込むべき。

○　GX 社会への貢献では燃料転換が重要であり、理想論にとどまらず実現に向けた運用面のサポートが必要。安定供給には「外の問題」として調達・買い負け防止、「中の問題」として保安・人材確保があるため、両面を意識して取りまとめに反映すべき。

③　事務局からの回答

○　多様な主体による協創は GX に限らず全体にかかる考え方であり、現状は十分に書き切れていないため、報告書では丁寧に記載する。

○　安定調達・調達多様化については、中東情勢も踏まえ、今後ますます重要になるため反映を検討する。

○　事業者の役割分担については、ガスシステム改革の検証自体が各主体の役割を起点に議論してきたものであり、指摘を踏まえて丁寧に対応する。

○　人材育成については、ガス業界だけで完結する話ではなく、労働移動やリスキリング等の政府全体の議論も踏まえ、ガス事業として何ができるかを引き続き検討する。

○　燃料転換については、第七次エネルギー基本計画以降、位置づけが大きく変わってきており、GX に向けてどう進めるかが今後問われるため、議論を踏まえて実行に移す。

○　災害時供給の強靭化に関して、災害時にも供給をしっかり確保する必要があると認識している。災害時対応はこれまでも体制整備してきたが、今で十分ということではなく、災害時対応に「十分」はないため、リスクを踏まえた対応を継続的に議論・検討して深めていきたい。

2026年度
第3回業務委員会
資料№7-2

総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

第 12 回ガス事業環境整備ワーキンググループ

議事要旨

1.　日時　令和 8 年 8 月 10 日（月）　13 時 00 分～14 時 30 分
2.　場所　経済産業省別館 10 階 1031 会議室（オンライン併用）
3.　議題　(1)現場ファースト運動について
　　(2)ガスシステム改革の検証のとりまとめ（案）について

4.　出席者

（ガス事業環境整備ワーキンググループ委員）

山内 弘隆	一橋大学 名誉教授
秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員
五十川 大也	大阪公立大学大学院経済学研究科 教授
男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
澁谷 忠弘	横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
杉野 綾子	武蔵野大学法学部政治学科 准教授
中 美尋	みずほ銀行 産業調査部 次長
橋本 悟	青森公立大学経営経済学部経済学科 教授
原 郁子	公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会理事
平野 創	成城大学 経済学部経営学科 教授
又吉 由香	SMBC 日興証券株式会社産業・サステナビリティ戦略部 マネジング・ディレクター
松平 定之	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授

（ガス事業環境整備ワーキンググループオブザーバー）

木村　昭彦	電気事業連合会 理事・事務局長
宍倉 尚	ENEOS Xplora 株式会社 低炭素ソリューション本部 天然ガス事業部長
出口　尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社　ガス事業部長
辻 英人	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
濱野　裕治	
藤原 洋	石油資源開発株式会社 経営企画本部 経営企画部長
籔内 雅幸	一般社団法人日本コミュニティーガス協会 専務理事 株式会社 INPEX JAPAN 企画推進ユニット 企画グループマネージャー
鍋島　学	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長
山瀬　敦子	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 調整官

（ガス事業環境整備ワーキンググループ事務局）

迫田 英晴	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

5.　議事概要

（１）　現場ファースト運動について

①　山瀬産業保安・安全グループ調整官より資料説明を実施。
※質疑応答は議題（２）と合わせて実施

②　委員等からの主な意見

○　災害時連携計画に基づく本格対応は今回が初めてであり、計画が適切に機能したかは今後検証される事項と指摘。現時点で「協働している」「正しく機能した」と評価する表現を避け、確認済みの事実のみを記載していただきたい。

○　DX・AI 等の新規専門人材や設備への投資だけでなく、既存人材への教育・投資を通じた生産性向上が明確に伝わる記載へ修正いただきたい。

○　燃料転換の方向性には賛同する一方、燃料転換は安全工学上の「変更管理」に該当し、管理を誤れば事故につながり得るため、安全・保安と変更管理上のリスクへの留意を追記するようお願いしたい。

○　合成メタン・バイオガスに関する ISO/TC207 の記載理由が不明確と指摘。LNG に直接関係する ISO/TC67/SC9 や水素分野との関係を明確にするか、本 WG で議論していない当該記載自体の要否を再検討いただきたい。

○　天然ガスへの燃料転換は、2050 年カーボンニュートラルに向けた最終到達

点ではなく、その先のさらなる脱炭素化が必要である。バイオガス、キャリアとしてグリーンベースで生成した合成メタン、水素の利用等も含め、さらなる脱炭素化を進めることが重要である。

○ 技術の進展には不確実性があり、バイオガスや燃料電池等の技術進展によって燃料転換の姿が変わり得るため、柔軟に見直せる余地を残していただきたい。

○ GX、エネルギー需要、少子高齢化等の前提は変化し得るため、今回整理した考え方が 5 年後・10 年後も妥当とは限らず、定期的な検証が必要と指摘。燃料転換等の投資に関する政策を短期間で変更すると予見可能性を損なうため、投資予見性を守る領域と、情勢に応じて柔軟に見直す領域を区分してフォローアップしていただきたい。

○ 「GX の流れの加速」との表現に疑問を提示。国際的には GX の停止・延期の動きもあるとして、日本の国際競争力や経済性との関係を含め、GX を進める基本的な考え方を上位レベルで議論し、その上でガス事業の貢献を整理すべき。

○ 人材確保について、入職後の処遇改善だけでなく、そもそも業界に関心を持ち、入職してもらうための取組が必要。

○ これまでの議論が網羅的に整理されており、取りまとめの方向性に異論はないと表明。制度改正や指針見直しの着実な具体化を期待している。

○ ガス業界に対して、災害対応、人材確保、スマート保安・DX を含む、レジリエントで持続可能な供給体制の維持・強化を期待している。

○ 天然ガスへの燃料転換は現実的な低炭素化に重要とし、需要家が投資判断を行いやすいよう、政府に政策の方向性とガスの位置付けを明確に示していただきたい。

○ ガス利用拡大には安全性の担保が不可欠である。人材・費用が限られる中でも、必要な費用をかけて保安水準を維持する方向性が必要であり、現場ファースト運動に期待している。導管維持を一律の前提とせず、地域ごとに適切な供給の姿を検討する視点を報告書に盛り込むことを提案した。託送料金については、事業者のコスト削減努力を前提とし、それでも吸収できない部分をガス事業維持に必要なコストとして料金へ反映する、という二段構えを明記いただきたい。

○ スマート保安を含む省人化・省力化について、地方の中小ガス事業者が必要な投資を継続できるかが重要と考えるため、実効性のある支援策を継続的に検討いただきたい。

○ 託送料金制度について、今回の変更が中長期的な安定供給と効率的な市場形成に資するかを確認する必要があると考える。事業者・消費者への影響をモ

ニタリングし、必要に応じてフォローいただきたい。

○　需要家が託送料金を含む料金の適正性を確認できることが重要とし、競争・協調による選択肢拡大や家計負担軽減を期待する一方、料金プランが過度に複雑化しないようにしていただきたい。合成メタン等の環境価値が高いメニューについて、消費者が実際の脱炭素貢献を確認できる情報を開示していただきたい。

○　自然災害が増加・激甚化する中、供給・保安人材の確保を重要課題とし、省庁・業種横断の現場ファースト運動、規制・制度検討、適正取引環境を維持するモニタリングに期待している。

○　制度の不断の見直し、業界との連携、継続的なフォローアップが重要と考える。

○　天然ガスへの燃料転換を GX 推進上の重要な選択肢として政策上明確に位置付け、今後のエネルギー基本計画やエネルギー政策の見直しにも反映することを期待している。

○　託送料金に関する省令見直し等が、示された工程に沿って進むことを期待している。

○　安全・安心なエネルギーを提供することは、都市ガス事業者が長年受け継いできた矜持であり、大手・地方・新規参入を含む多様な事業者が、安定供給と GX 社会への貢献の両立に取り組むとともに、地方ガス事業者が地域課題の解決や地域経済活性化を担うとの期待に応え、持続可能なガスシステムの構築を進める意向である。

○　コミュニティーガス事業者は、地域での多様な接点を生かし、地域経済の活性化・発展に寄与できると考える。

○　今回の報告書でコミュニティーガス事業が複数箇所で扱われたことを受け、報告書を自らの課題として周知・普及を進める意向である。

○　経過措置料金規制が残る事業者が複数存在するため、規制解除を含む制度の在り方について継続的な議論をお願いしたい。

○　適正な取引環境の確保について、新規参入事業者が安定的に事業を継続できる環境を具体化することが重要と指摘。新規参入者の継続は、小売・卸市場への競争原理の導入、地方ガス事業者の原料調達先の拡大、事業継続にも寄与し得る。需要家保護と公正競争に加え、新規参入者が小売・卸の双方で継続的にサービスを提供できる環境整備を求め、それが市場活性化とガスシステム全体の持続性につながると考える。

○　人材確保・技術維持を重要課題とし、DX・AI・スマート保安に加え、保安水準を前提とした外部委託や役割分担の見直し等、省人化・省力化の検討をお願いしたい。

○　天然ガスへの燃料転換と多様な関係者による競争・協調は、GX 推進と地域の安定供給の観点から重要であると指摘した。その上で、幅広い事業者の意見を聴くとともに、制度改正の進捗を本 WG へ継続的に報告し、環境変化に応じて柔軟に見直すようお願いしたい。
○　託送料金の審査を検証終了後も関係者間で継続するとの記載を踏まえ、事業者の申請負担の軽減と審査業務の効率化に向け、事業者の意見を聴きながら、経済産業省と連携して進める意向である。

③　事務局からの回答
○　熊本地震対応は今後の検証事項であり、進行中の対応を既に評価したように読まれないよう、報告書の表現を修正する。
○　新規専門人材の採用だけでなく、既存人材への教育・スキルアップと、それによる保安確保が読み取れるよう記載を見直す。
○　燃料転換に関するリスクが現時点で顕在化しているとは認識していないものの、安全確保は当然の前提であり、その点が読み取れる表現への変更を検討する。
○　国際標準の記載は、環境価値の移転について国際標準と整合的なルールを検討すべきとの過去のヒアリング・委員意見を踏まえたものである。
○　2030 年までとその後で主体の役割が変化するとの指摘を踏まえ、関係者の役割をどのように記載するか文言を検討する。
○　改革検証の終了後も本 WG を継続的に開催し、進行中の環境変化を適宜紹介し、必要な制度の在り方を継続して議論する。
○　GX 全体の在り方は GX グループで議論し、その中でガス事業・燃料転換の位置付けを検討する。全体像との関係で必要があれば、本 WG でも改めて議論する。
○　ガス事業者は約 200 社存在し、地域ごとに事業形態が異なる一方、本 WG では共通部分の制度的取扱いを主に議論してきた。地域の役割や将来像については、今後の環境変化と併せて議論を深める。
○　託送料金については、報告書 18 ページには、事業者の自助努力により料金を抑制することが前提である旨を記載している。エスカレーション等の措置も、事業者のコスト削減努力を前提に制度設計している。

④　総括・閉会挨拶

○　内容について基本的に同意が得られ、その上で、いくつかいただいたコメントに対して事務局からも丁寧に回答いただいた。まずはパブリックコメントの手続に入ることが重要である。修文の取扱いは座長に一任いただきたい。

今後修正を進める中で、ガス安全小委員会からの必要なフィードバックを得ながら対応していきたい。

○　本 WG は一つの区切りとなる。当面の手続を事務局において速やかに進めるとともに、多くの意見が寄せられた継続的なフォローアップにも対応できるよう、所要の対応を進めていただきたい。

○　2025 年 8 月から約 1 年間の議論を通じ、ガスシステム改革の検証を深めることができた。改革検証としての議論は一区切りとする一方、WG 自体は継続し、GX、経済・国際情勢等の変化を共有しながら、今後のガスシステムの在り方を引き続き検討していく。

経済産業省

2026年度
第3回業務委員会
資料№7-3

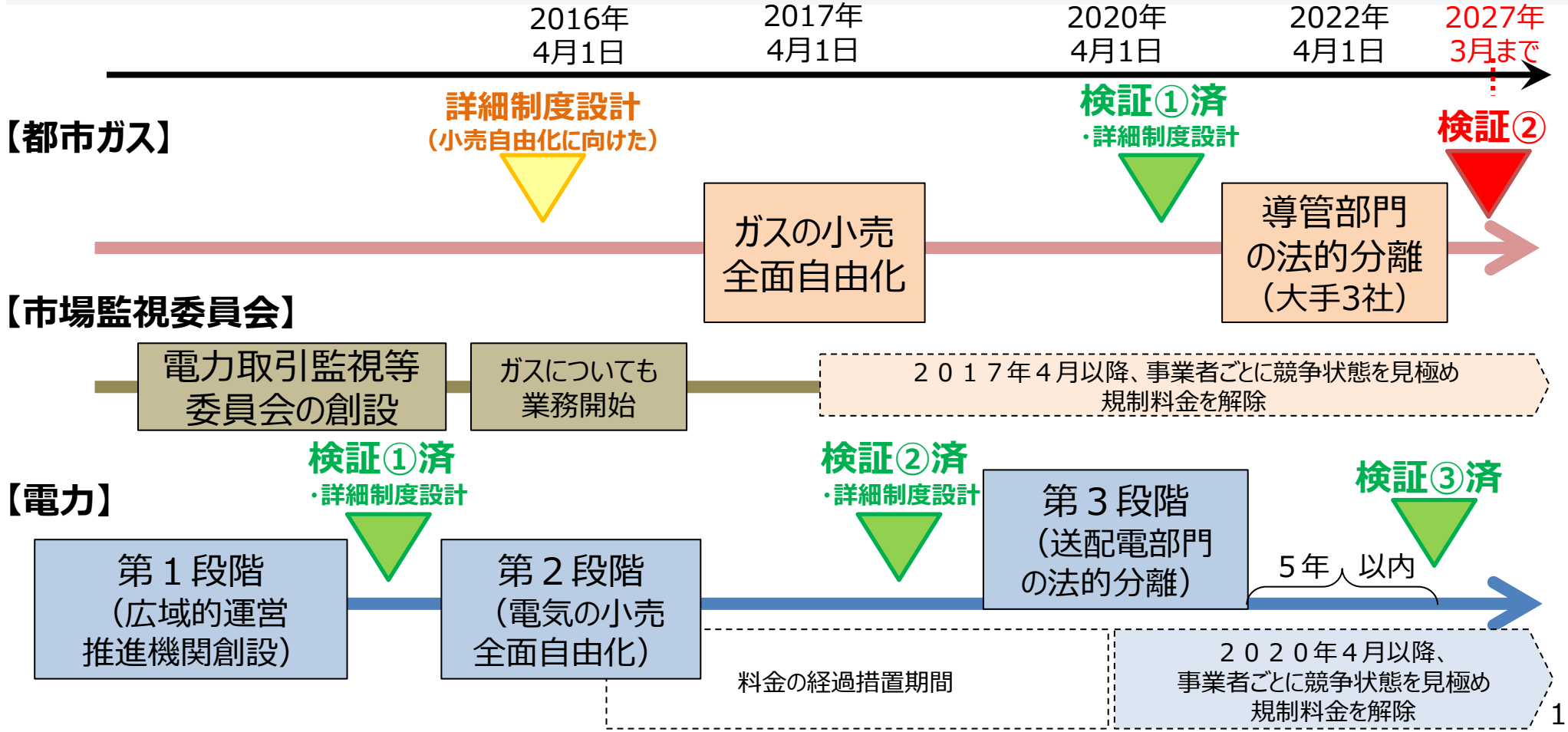
ガスシステム改革の検証結果と今後の方向性（案）の概要

2026年８月10日

資源エネルギー庁

１．ガスシステム改革の検証の位置付け

- **電力、ガス、熱のエネルギーシステム改革は一体的に進められ**、2017年以降、ガスシステム改革により、**ガス小売全面自由化**や**法的分離を含めたネットワーク部門の公平性・中立性の一層の確保**が進められるとともに、関連する諸制度の見直しや整備が行われた。
- 2017年４月に施行したガス小売全面自由化の状況については、**2021年６月に検証のとりまとめ**結果を公表。その際、2022年４月に施行した**導管部門の法的分離後の状況**についても、**2027年３月までに検証**を行うこととした。



2．検証プロセスの全体像

- 今般の検証は、法的分離の実施も含め、改正法全体が施行された後に行う検証であることから、**ガスシステム改革全体にわたる検証を実施**。
- このため、**改正法附則の検証規定**や、**ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年１月）も踏まえて検証**。また、**将来のガス需要や社会構造の変化**、近年の情勢変化である**脱炭素化への要請**等も踏まえた**持続的なガスシステムの在り方**という視点からも議論。

第七次エネルギー基本計画『8．（3）ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組』の項目

改正ガス事業法附則に基づく検証項目

- **改正法の施行の状況**
- **エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況**
 - **■持続可能な競争・市場の整備**
 - **■脱炭素化に資するガスシステムの構築**
 - **■エネルギー安定供給に資するガスシステムの構築**
- **需給状況**
- **小売料金水準**
- **その他のガス事業を取り巻く状況**

ガスシステム改革小委員会報告書の主な項目とポイント

１．ガスシステム改革の背景
- 都市ガス事業の変遷
- 都市ガス事業の将来性

２．ガスシステム改革の必要性
- 都市ガス事業独自の課題を解決するためのガスシステム改革
- 改革に当たり配慮すべき観点
- 小売全面自由化と導管等のオープンアクセスによる新規参入の可能性

３．新たなガスシステムの在り方
- 小売全面自由化
- ガス導管事業に係る制度とガス導管網の整備促進
- 導管部門の更なる中立性確保
- 需要家保安に係る責任の在り方
- 卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備
- 簡易ガス事業に係る制度

2．検証プロセスの全体像 －ヒアリングの実施－

- ガスシステム改革全体の検証であり、専門的・実務的な視点を踏まえた議論が必要であることから、ガス事業者や有識者からのヒアリング及び意見募集を実施した。

2025年（次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 ガス事業環境整備WG）

８月27日（第１回）	ガスシステムを取り巻く環境・検証の進め方
10月７日（第２回）	ヒアリング①【小売全面自由化】
10月７日～11月６日	意見募集
10月23日（第３回）	ヒアリング②【導管事業】
11月19日（第４回）	ヒアリング③【熱需要の低炭素化・都市ガスのカーボンニュートラル化】
12月19日（第５回）	ヒアリング④【地方ガス事業・コミュニティーガス】

３．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

（１）ガスシステム改革の目的に照らした現状の評価

①天然ガスの安定供給の確保

現状の評価

- ガス小売事業者は中長期な視点で供給力確保を行っており、調達するLNGのうち、**長期契約の割合は９割程度**を維持。
- 国としても、緊急時の対応に万全を期す観点から、**戦略的余剰LNG**や**地域連携スキーム**、**全国連携スキーム**を活用した緊急時支援体制も確立。2022年のガス事業法改正により都市ガスの使用制限令を新設し、2025年４月に、ガス事業制度検討WGにおいて**「都市ガスの需給ひっ迫状況の情報提供のあり方に係るガイドライン」**をとりまとめた。ガス事業者の創意工夫もあり、調達の支障や需給ひっ迫等は特段発生していない。
- ガス安全高度化計画2030に基づき、全国的に非耐震管対策への投資を継続し、2025年3月末時点で耐震化率93.1%まで向上させてきた。また、大手事業者を中心としてスマートメーターシステムの導入も推進。加えて、2022年に一般ガス導管事業者に対して、**災害時連携計画**の作成を義務化し、緊急時や災害時における的確な初動対応や早期復旧のため、ガス導管事業者やガス小売事業者が協働している。

今後の課題

- 人口減少の進展が見込まれる中、**ガス事業の担い手確保**の課題がより顕在化。こうした状況を踏まえ、 スマート保安を含む**省人化・省力化の取組の全国展開**など、担い手不足や保安レベルの持続的な維持・高度化に向けた対応が必要。
- 全国的に**物価や人件費等の上昇**が進むなど、経営環境も変化。こうした変化の中においても、ガス事業者が**必要な投資を行えるような環境整備**が必要。
- 国際エネルギー情勢や脱炭素への対応などの**将来の不確実性**があることを前提としつつ、**供給力確保や需給見通し**について、必要な情報を整理・捕捉していくことが重要。

3．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

（１）ガスシステム改革の目的に照らした現状の評価

②ガス料金を最大限抑制

現状の評価

- 都市ガス事業については、従来から他エネルギーとの競合が存在していたが、2017年４月の小売全面自由化以降は、大手事業者のエリアを中心に、**ガス小売事業者間の競争も進展**。
- 旧一般ガス事業者の経過措置料金規制についても、着実に解除が進んでおり、2026年10月時点で、経過措置の対象になっていた事業者12社のうち、経過措置が残置されているのは残り３社となっているが、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」）による**特別な事後監視**において、解除された事業者が**「合理的でない値上げを行った」旨の指導をされた事例は確認されていない**。
- ガス小売料金については、 原料費の変動によりガス料金単価は大きく上下するものの、各事業者の自助努力もあり、**原料費以外の㎥あたり単価は減少傾向**にある。

今後の課題

- ガス小売料金について、各ガス小売事業者は物価等の上昇や賃上げに対応し、足下でも値上げを行う事業者が存在。監視等委による特別な事後監視が終了する中で、**一般的な市場監視の一環として価格を監視**していることを事業者と需要家に示していくことが必要。経過措置については、大手事業者が解除されるなど状況が進展。経過措置の在り方について検討が必要。
- **託送料金を含む規制料金**については、事業の実態も把握した上で、**需要家負担の抑制の観点と、事業の持続性の確保の観点のバランス**の下で制度設計していくことが必要。
- 都市ガスの普及率が高くない地方においては、ガス小売間競争よりも他エネルギーとの競争が継続。他方、足下の経済社会情勢を踏まえると、経営環境によっては競争余力がないガス小売事業者も存在。地域のエネルギー安定供給の確保の観点から、競争によるコスト抑制の発想と同時に、**多様な関係者による協創・協調による最適化・付加価値創出**も検討することが重要。

3．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

（1）ガスシステム改革の目的に照らした現状の評価

③利用メニューの多様化と事業機会拡大

現状の評価

- 2017年4月の小売全面自由化以降、新規参入者の数は毎年増加しており、全体販売量に占める割合は約19%まで増加。媒介・代理・取次事業者の数も増加しており、電力等の他サービスとのセット料金や、SHK制度でのカウントルールの整備を踏まえたカーボンフリーメニュー等の**多様なメニューを展開**。需要家の選択肢拡大に寄与。
- 小売全面自由化以降、新規参入の促進支援の観点から、**LNG基地の第三者利用**や**スタートアップ卸**、**振替供給の一般負担化**を整備。2021年の旧一般ガス事業者のうち大手３社の経過措置料金規制の解除に係る議論の際には、大手３社に卸取引のコミットメントを求めているが、監視等委による定期的なフォローアップの中では、現時点において、問題となる行為は確認されていない。

今後の課題

- 合成メタン等の導入を前提として、ガス事業においても、今後、排出削減価値ありのメニューによる小売販売が本格的に行われていくことが見込まれるが、需要家保護の観点から、ガス事業における**排出削減価値の適正な取引の在り方**について検討が必要。
- 新規参入促進支援の観点から導入された各種措置について、個社間の取引上の課題に関する意見も寄せられている。**卸取引やLNG基地の第三者利用**等に係る実態について**必要なモニタリング**を行い、卸取引の運用面における課題について確認していくことが必要。
- ガスシステム改革以降、ガス導管事業者の中には、**地域密着型のインフラ事業者**として、地域課題の解決や暮らしやすいまちづくりに貢献すべく、**他業種連携**を実施している事業者も存在。足下の人手不足や、安定供給の維持のためには、多様な関係者による協創・協調が今後より一層求められる。

3．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

（1）ガスシステム改革の目的に照らした現状の評価

④天然ガス利用方法の拡大

現状の評価

- ガスシステム改革以降も、**導管総延長は延伸傾向**を継続しているものの、気温の上昇や一世帯あたりの人数の減少、高効率ガス消費機器の普及等により、**既存の小口供給量は減少傾向**にあり、都市ガスの年間消費量は全体として概ね横ばい。現在の旧一般ガス事業者と新規参入者との小売間競争は家庭用を中心としたスイッチング競争中心となっており、ガスシステム改革当初に期待していたガスの燃料転換を含めた普及拡大については取組が限定的。
- しかしながら、**GXの移行手段として天然ガスの重要性**が増しているなど、状況が変化。レジリエンス向上に向けた災害拠点におけるガス利用設備の導入や、熱エネルギーの低・脱炭素化の観点から、特に**地方において**、石油・石炭から**天然ガスへの燃料転換のポテンシャル**が存在。さらに、データセンター運用の高度化に向けて、蓄電池・コージェネレーションシステム等の整備により、既存の電力インフラをより有効活用する方向性が示されている。

今後の課題

- 地方では大規模需要の開拓に必要な投資規模・ノウハウの不足等から、単独での対応が困難なケースも存在。産業団地等の**面的な燃料転換**については、地方公共団体や需要家を含む**合意形成の煩雑さ**、**GXとの関係に関する認知不足**、**情報アクセス性**等が課題となっており、広がりの余地がある。
- **天然ガス利用の拡大をGXの移行手段**として位置付けた上で、将来の合成メタンやバイオガスへの移行や環境価値を用いた脱炭素化等、多様な手段の組み合わせが有効な対策となることを、時間軸を含めたトランジションの道筋を明確化し認知度を向上させるとともに、国内外の制度や技術開発動向を踏まえつつ、政策の方向性を発信することにより、**燃料転換や将来的な都市ガス活用の予見性を確保**していくことが求められている。

3．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

（2）ガスシステムを取り巻く経済社会情勢の変化

① エネルギー安全保障リスクの高まり

- 2022年、**ロシアによるウクライナ侵略といった国際情勢の変化**を踏まえ、**ガス事業法を改正**。経済産業大臣からJOGMECに対する**LNGの調達の要請**や、国による需給調整のための**ガス使用制限令**の規定が追加された。
- **中東情勢の緊迫化などによるエネルギー安全保障の要請**が高まっており、足下の対応に万全を期すとともに、**資源・燃料のサプライチェーンの強靱化及びエネルギー安全保障としてのGXに取り組む重要性**が一層増している。

② 国際的なGXやDXの流れの加速

- **世界各国**は、地政学リスクの高まりや急速な技術革新、気候変動影響の顕在化などの不確実性や課題に直面し、これまで以上に**エネルギー価格、産業競争力、エネルギー安全保障等に重点を置き**、エネルギー分野のトランジションの実現に向けた取組を推進。
- 世界的に**DXやGXなどの進展に伴う電力需要増加**が見込まれており、国内でもデータセンターや半導体工場などの増加や、高炉から電炉への転換などのGXに伴う電力需要増加が見込まれ、**コージェネレーションシステムの活用などによる都市ガス需要**の増加も見込まれている。
- **既存のインフラを活用できる**次世代エネルギーとして**合成メタンやバイオガス**についても活用が見込まれ、導入に向けた制度整備が進められている一方で、導入主体や経済性等については引き続き課題も指摘されている。

③ 国内における経済社会構造の変化

- 「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の３つを同時追求するGX政策の進展、消費者物価の上昇、地方における担い手不足を踏まえた社会基盤の維持、データセンターや産業団地等の新たな需要の浮上、排出量取引制度の開始や小口供給量の減少など、ガス事業者及び都市ガスの需要家の事業環境が大きく変化している。
- ガス事業者は、エネルギーの安定供給を大前提としつつ、**事業環境変化にも柔軟に対応**し、脱炭素も含めた需要家の幅広いエネルギー選択のニーズに答えられるよう、**持続可能なエネルギー供給を担うことが期待**される。

３．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

（３）ガスシステムが直面している課題と目指すべき方向性

- ガスシステム改革については、小売全面自由化や導管部門の法的分離も含めた中立性・公正性の一層の確保等の対応といった一連の工程を進めてきたが、これらにより、**改革において掲げていた４つの目的については、一定の成果も認められる状況**である。

- **ガスシステム改革の一連の工程を進めてきた中でも、ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は変化**を続けており、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化といったことに起因する**国際エネルギー情勢の変化**、それに伴う**天然ガス価格の高騰等のリスクへの対応**、**DXや脱炭素化に向けての対応の加速化**、**インフレの進行**、国内における**地方を中心とした人口減少と大都市圏への一極集中とそれに伴う社会基盤の維持**等、**新たな課題にも直面**している。

- ガス事業者は、大手事業者や地方事業者、新規参入事業者と多様な事業者が存在している。各ガス事業者は、これまでも自らの創意工夫により事業を運営し、安定供給の確保に取り組んでいるが、**経済社会情勢の変化による新たな課題に対して、個々の事業者だけでは対応が困難になってきているものについては、様々な関係者が連携して対応することがより求められる面も想定**される。

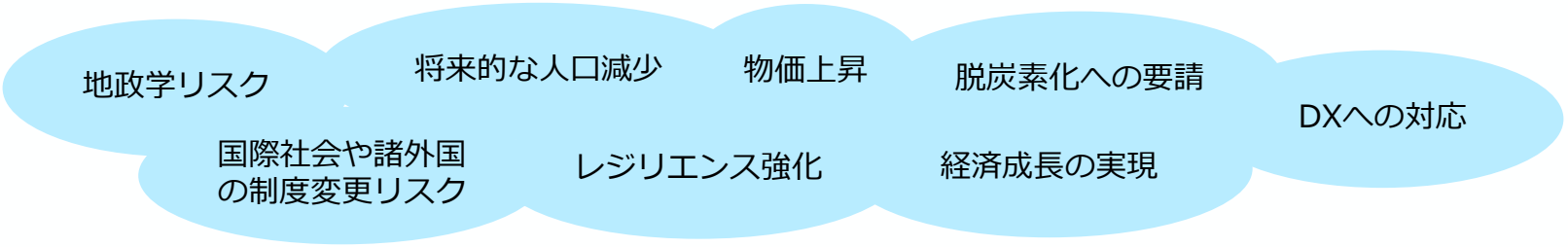
- **ガス事業者の事業規模や地域性等が多様**である中で、経済社会情勢の変化に対応しつつ**持続可能なガスシステムを構築**していくためには、**安定供給の確保、GX社会への貢献、適正な取引環境の確保を目指し**、これまでの市場競争や効率性の追求が中心の視点に加えて、地域のニーズを踏まえその地域の経済社会をインフラ面から支えてきた強みや顧客との接点を生かし、**事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点から対応を進めていくことが重要**である。

3．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

これまでのガスシステム改革の状況

- 天然ガスの安定供給の確保　：長期契約による調達、保安体制の確保、需給ひっ迫時の対応整理
- ガス料金を最大限抑制　：小売競争の進展、経過措置料金規制の解除
- 利用メニューの多様化と事業機会拡大　：新規参入も含めた多様なメニュー販売、参入促進に向けた措置整備
- 天然ガス利用方法の拡大　：コジェネ等の整備による利用高度化、燃料転換、合成メタン等の導入

経済社会環境の変化



これからのガスシステムが目指すべき方向性

安定供給の確保

市場競争や効率性追求中心の視点のみならず、
・事業者の持続性の確保
・関係者による協創の実現
といった視点も踏まえて対応する

GX社会への貢献

適正な取引環境の確保

４．持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針

（１）持続的な事業運営を通じた安定供給の確保

①　需給見通しに関する必要な情報捕捉と供給計画見直しといった制度的な対応

- **供給計画・製造計画**の期間を原則３年間から**一律５年間**に延長。
- 供給計画の様式に、**合成メタン・バイオガス・水素**の需給見通し、**大型需要家数**・**スマートメーター取付数**を追加。コミュニティーガスについては様式を見直し、様式枚数や項目を削減。
- 都市ガスの供給計画・製造計画については換算熱量を46MJ/㎥ から45MJ/㎥に変更。
- 供給計画とは別途、LNG基地を所有している主要な都市ガス事業者の**LNG調達計画、受入・払出・在庫予定量**について、非公開を前提に２週間に１度定期的に調査を実施。

②　今後の社会構造の変化を踏まえた、必要な人材確保・育成、スマート保安を含む省人化・省力化などの事業基盤維持・整備の取組

- 供給計画を通じた**スマートメーターの状況把握**と普及促進。
- **「現場ファースト運動」**などの場を活用し、業界内で、**大手事業者のDX活用事例**を中小規模のガス事業者に横展開。
- スマート保安の導入・普及にあわせた、**人材獲得**や**規制・制度の在り方**の検討。

③　経済社会構造の変化に対応した料金制度の在り方

- **託送料金**の原価への消費者物価及び雇用者所得等の**変動見込み（エスカレーション）の算入**、変分改定の対象費用として水道料及び占用料を追加。
- 一般ガス導管事業者の**事業報酬率の算定方法**の見直し。
- 変分改定に係る標準処理期間を４月から２月に短縮。
- **事業者間精算料金**について導管事業者間で行う**事前の意思疎通**に係るガイドラインの改正。

４．持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針

（２）ガスを通じた多様な関係者によるGX社会への貢献

① GX社会へのガス事業の貢献の在り方

- **地域の実情に応じたエネルギー供給の担い手**としてのガス会社による、地域経済の活性化、雇用の維持を通じたGXへの貢献。コミュニティーガス事業のGXの着実な推進。

② 燃料転換の推進等を通じた天然ガス高度利用による熱需要の低炭素化の推進

- 政府による審議会や既存のチャネル等を通じた**情報発信及び情報提供**。
- ガス事業者による**埋設管情報**等の認知度向上及び**供給状況図(払出余力)**の認知度・視認性の向上
- 業界団体による、個社の好事例のとりまとめや業界内展開。

③ カーボンクレジットの創出・活用による脱炭素化の方向性

- **事業者別排出係数の公表比率**等の定期的フォローアップ。
- J-クレジットの創出に取り組むガス事業者数等の定期的フォローアップ。

④ 合成メタンやバイオガスへの燃料代替による脱炭素化に向けた対応

- **合成メタン等の調達**に係る**サプライチェーン要件**に関する関係省庁審議会等での議論、**ガス事業生産動態統計調査**の見直し、メニュー販売における排出削減価値の訴求方法等に係るガイドラインの改正。
- **オンサイトメタネーション**等の供給に係る**事業規制の緩和**。
- 合成メタンのコスト低減に向けた研究開発、国内バイオガスの都市ガス利用拡大に向けた関係省庁との検討。
- 国際的なルールとの整合も見据えた**証書制度**の実証及び制度設計の検討。
- **標準熱量の在り方**に関する、技術・保安・需要家への影響等の観点からの検証。

⑤ 様々なシナリオを踏まえた、多様な主体による中長期的な対応の方向性

- 天然ガスによる低炭素化の促進、カーボンオフセットガス、合成メタン、バイオガス、水素の脱炭素化手段など**多様な選択肢の確保**と、状況変化に応じた柔軟な対応によるGXの実現を目指す。

４．持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針

（３）需要家利益の保護に資する適正な取引環境の確保

①　一般的な市場監視を通じた規律確保

- ガス事業法上問題となる行為に対して、監視等委が効果的な是正指導を引き続き実施。
- **一般的な市場監視の一環**として、監視等委の「自主的取組・競争状態のモニタリング報告」において、４供給区域（東京ガスネットワーク、大阪ガスネットワーク、東邦ガスネットワーク、西部ガス）について、供給区域ごとの**家庭用小売価格の平均単価を公表**。

②　卸取引やLNG基地の第三者利用等に関する監視とその状況を踏まえた検討

- **LNG基地の第三者利用**に関して業務改善勧告の対象となり得る行為に係るガイドラインの改正。
- 監視等委は、適切な指導・是正を実施に加え、**スタートアップ卸を実施しているエリア**において、ヒアリング等を通じた**定期的なモニタリング**を実施。
- 今後、モニタリング結果や、事業環境を取り巻く変化に応じて、各ガス事業者の事業規模や安定供給の担い手としての責務も考慮しながら、スタートアップ卸やLNG基地の第三者利用の運用の在り方を含めた制度的措置の必要性について検討。

③　経過措置料金の現状と今後の検討課題

- 経過措置料金が残置されているガス事業者について、ガスシステムを取り巻く環境の変化を踏まえ、今後、ガス事業における**経過措置規制の在り方**について検討。

５．今後の進め方

- 本検証の「４．持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針」において行うこととした**制度改正や指針の見直しについて、2026年度中を目途に実施**する。
- 具体的には、以下の**省令改正・通達の見直し等**を行う。
 - **供給計画・製造計画の期間及び様式に関する省令改正**
 - **託送料金制度**における**物価等変動の織り込み**や**変分改定の対象範囲の拡大**、**事業報酬率の算定方法の見直し**、変分改定の標準処理期間の見直し、事業者間精算料金に係る導管事業者間の事前の意思疎通に関する省令改正等
 - **合成メタン等の販売における情報開示**に関する通達の見直し
 - **オンサイトメタネーション**等の供給に係る**事業規制の緩和**に関する通達の見直し
 - **LNG基地の第三者利用**に係る業務改善勧告となりうる事例に関する通達の見直し
- 制度改正を含む政策の具体化にあたっては、多様な関係者との連携を深化することが重要。**ガス業界としても**、持続的なガスシステムの構築に向け、**燃料転換に向けた各社の事例の発信**や、**託送料金制度の理解促進に向けた情報提供**、**「現場ファースト運動」といった場を活用した**大手事業者の**DX活用事例の業界内の横展開**をはじめとした**多様な取組を継続・発展**させていくことが期待される。
- ガス事業者の事業規模や地域性等が多様である中、制度的対応を中心とした共通する課題に対して取り組むことが引き続き求められる。今後、ガスシステムを取り巻く状況の変化にあわせて、これまでの市場競争や効率性の追求といった視点に加えて、**事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点**からも、制度の不断の見直しや業界と連携した取組を進める。

2026年度
第3回業務委員会
資料№7-4

ガスシステム改革の検証結果と今後の方向性

～持続可能なガスシステムの構築に向けて～

令和８年１０月

資源エネルギー庁

目次

１．ガスシステム改革の検証の位置づけ 2
２．検証プロセスの全体像 3
３．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性 5
（１）ガスシステム改革の目的に照らした現状の評価 5
① 天然ガスの安定供給の確保 5
② ガス料金の最大限の抑制 7
③ 利用メニューの多様化と事業者の事業機会の拡大 8
④ 天然ガス利用方法の拡大 １０
（２）ガスシステムを取り巻く経済社会情勢の変化 １２
① エネルギー安全保障リスクの高まり １２
② 国際的なＧＸやＤＸの流れの加速 １３
③ 国内における経済社会構造の変化 １３
（３）ガスシステムが直面している課題と目指すべき方向性 １４
４．持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針 １６
（１）持続的な事業運営を通じた安定供給の確保 １６
① 需給見通しに関する必要な情報捕捉と供給計画見直しといった制度的な対応 １６
② 今後の社会構造の変化を踏まえた、必要な人材確保・育成、スマート保安を含む省人化・省力化などの事業基盤維持・整備の取組 １７
③ 経済社会構造の変化に対応した料金制度の在り方 １７
（２）ガスを通じた多様な関係者によるＧＸ社会への貢献 ２２
① ＧＸ社会へのガス事業の貢献の在り方 ２２
② 燃料転換の推進等を通じた天然ガス高度利用による熱需要の低炭素化の推進 ２３
③ カーボンクレジットの創出・活用による脱炭素化の方向性 ２４
④ 合成メタンやバイオガスへの燃料代替に向けた対応 ２４
⑤ 様々なシナリオを踏まえた、多様な主体による中長期的な対応の方向性 ２５
（３）需要家利益の保護に資する適正な取引環境の確保 ２６
① 一般的な市場監視を通じた規律確保 ２７
② 卸取引やＬＮＧ基地の第三者利用等に関する監視とその状況を踏まえた検討 ２７
③ 経過措置料金の現状と今後の検討課題 ２７
５．今後の進め方 ２９

１．ガスシステム改革の検証の位置づけ

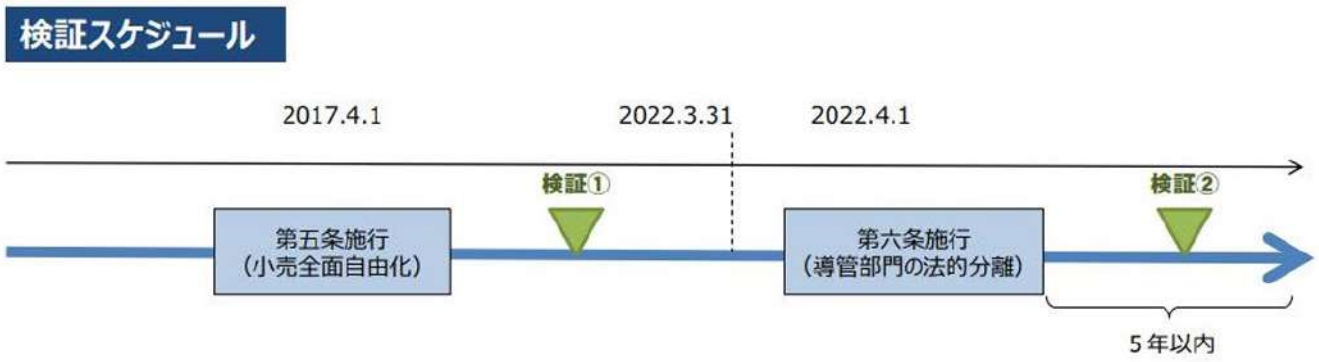
我が国のガスシステム改革に関する検討が開始されてからおよそ 10 年が経過した。エネルギーを取り巻く経済社会環境が変化する中でも、安定的かつ持続可能なエネルギーシステムを構築することを目指し、電力、ガス、熱のエネルギーシステム改革は一体的に進められ、2017 年以降、ガスシステム改革により、小売全面自由化や法的分離を含めたネットワーク部門の公平性・中立性の一層の確保が進められるとともに、関連する諸制度の見直しや整備が行われた。

ガスシステム改革に関し、2015 年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則において、その実施状況やエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況、ガスの需給状況やガス小売料金の水準、その他のガス事業を取り巻く状況について事後検証を行う旨が定められている。ガスシステム改革検証の始期や期日は改正法附則においては規定されていないが、電気システム改革の検証は改正法の施行後５年以内とされていることを踏まえ、2017 年４月に施行した小売全面自由化の状況については、2021 年６月に検証のとりまとめ結果を公表した。その際、2022 年４月に施行した導管部門の法的分離後の状況についても、2027 年３月までに検証を行うこととした。

導管部門の法的分離後の検証の時期を迎えるにあたり、新たに次世代電力・ガス基盤構築小委員会の下にガス事業環境整備ワーキンググループ（以下「ガスＷＧ」という。）を設置し、ガスＷＧにおいてガスシステム改革全体にわたる検証を行うこととした。

ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は時々刻々と変化を続けている。我が国では、将来的な人口減少が見込まれ、大都市圏への一極集中が進行する中、地方における社会基盤の維持という課題も顕在化しつつある。また、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などによるエネルギー安全保障の要請が高まっており、ＧＸとエネルギー安定供給を両立するための取組を進めていく必要がある。

参考図１：ガスシステム改革の検証スケジュール
（検証①：小売全面自由化の状況について。検証②：導管部門の法的分離後の状況について）

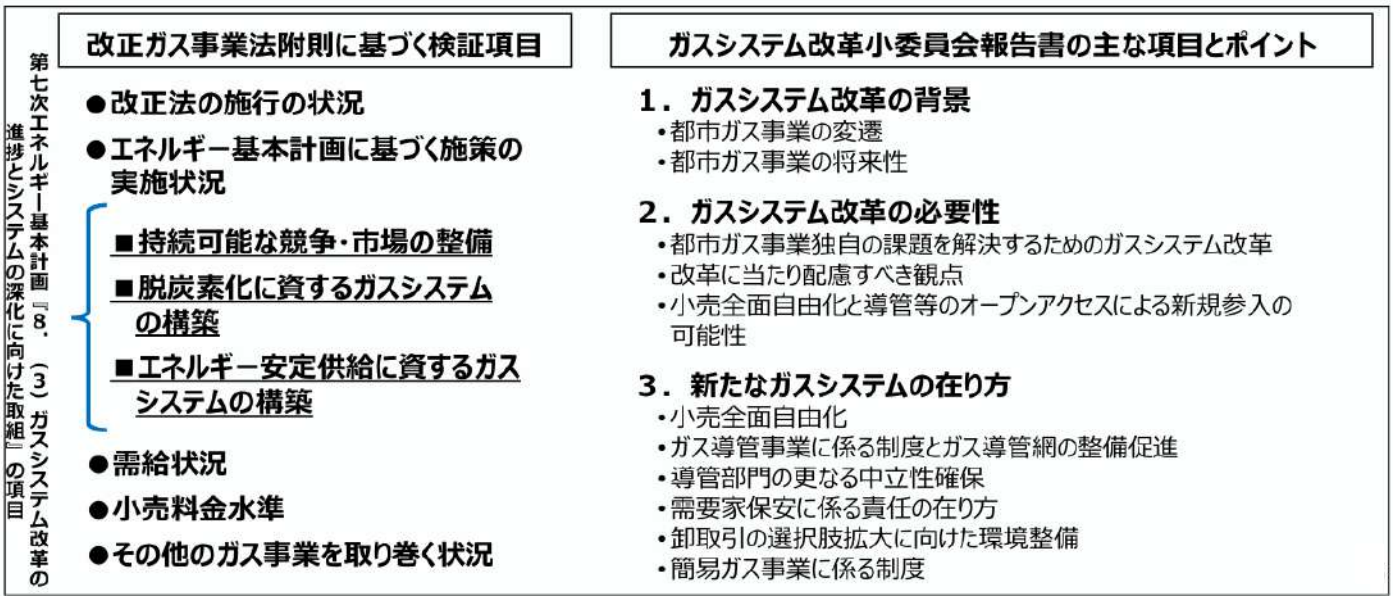


２．検証プロセスの全体像

検証にあたり、まず、改正法附則にある検証規定を踏まえつつ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015 年１月）の項目に沿って現状を整理するとともに、専門的・実務的な観点を十分に踏まえて検討を行うため、ガス事業者、有識者からヒアリング及び意見募集を実施した。

その後、ヒアリングや意見募集の内容を踏まえ、ガスシステム改革の検証の議論を深めるにあたって、これまでのガスシステム改革の実施状況を踏まえつつ、人口減少やＤＸ・ＧＸの進展に伴う我が国の経済社会構造の変化、エネルギー安全保障の要請やＧＸへの対応といった環境変化に対し、持続的なガスシステムの在り方や地方も含め産業としてのガス事業の在り方について議論を行った。その際、これからのガスシステムが目指すべき方向性、ガスシステムが直面する課題と対応方針、ガスシステムを支える事業者に期待される役割及び取組の方向性を一体的に検討した。

参考図２：改正法附則に基づくガスシステム改革検証項目等



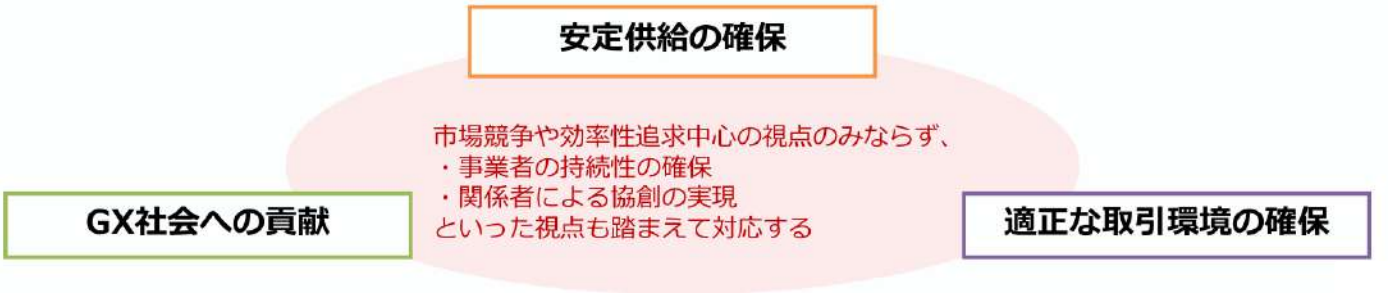
参考表１：ヒアリングに協力いただいたガス事業者や有識者一覧

日時	内容	氏名	役職
2025 年 10 月 7 日	小売全面自由化	坂梨　興 田村　和典 出口　尚平 近藤　陽平	・大阪ガス（株）　代表取締役　副社長執行役員 ・広島ガス（株）　取締役　常務執行役員 ・東京電力エナジーパートナー（株）ガス事業部長 ・ＥＮＥＯＳ　Ｐｏｗｅｒ（株）　販売部長
2025 年 10 月 23 日	導管事業者の法的分離 安定供給	早川　光毅 棚澤　聡 大杉　聡 嘉藤　将弥	・（一社）日本ガス協会　専務理事 ・東京ガスネットワーク（株）　代表取締役 副社長執行役員 ・大阪ガスネットワーク（株）　取締役 経営企画部長 ・東邦ガスネットワーク（株）　取締役

2025 年 11 月 19 日	熱需要の低炭素化 都市ガスのカーボンニュートラル化	早川　光毅 木本　憲太郎 鈴木　雅幸 河﨑　雅行 田村　多恵 樋野　智也	・(一社) 日本ガス協会　専務理事 ・東京ガス（株）　代表執行役副社長 ・(株) デンソー　環境ニュートラルシステム開発部 ＣＯ２システム開発室長 ・日本製紙連合会　常務理事 ・(株) みずほ銀行　産業調査部　次長 ・有限責任監査法人トーマツ　パートナー
2025 年 12 月 19 日	地方ガス事業者の現状	早川　光毅 宮元　龍一 横須賀　達也 角田　憲司 籔内　雅幸 山道　哲也 長谷川　敬洋	・(一社) 日本ガス協会　専務理事 ・日本ガス（株）　取締役　総合企画グループ長 ・東部ガス（株）　常務取締役 ・元日本ガス協会地方支援担当理事 現エネルギー事業コンサルタント ・(一社) 日本コミュニティーガス協会　専務理事 ・国土交通省　都市局　都市環境課　都市環境推進官 ・環境省　地球環境局　地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室長

※肩書はヒアリング当時

参考図３：これからのガスシステムが目指すべき方向性



３．これまでの評価とこれからのガスシステムが目指すべき方向性

ガスシステム改革については、以下の４点をその目的として掲げていた。

１．天然ガスの安定供給の確保
２．ガス料金の最大限の抑制
３．利用メニューの多様化と事業者の事業機会の拡大
４．天然ガスの利用方法の拡大

これからのガスシステムが目指すべき方向性を検討するにあたり、これらの目的と照らして、現状の評価を行うとともに、ガスシステム改革を進めてきた間において、ガスシステムを取り巻く経済社会情勢がどのように変化してきたか、それを踏まえてどのような対応の方向性がありうるかについて議論を行った。

（１）ガスシステム改革の目的に照らした現状の評価

① 天然ガスの安定供給の確保

従来、ガス事業者は、垂直一貫体制により、地域独占の下でガス需要を見通し、それを踏まえてインフラ整備や原料調達を行うことで、地域の安定供給を確保しており、他エネルギーとの競合はあるものの、都市ガス市場における需要家の選択肢は限定的であった。ガスシステム改革により、需要家利益の増進を目指した効率的な市場形成と、公平・中立なネットワークの形成を推進するため、各部門をライセンス化し、多くの事業者により地域の安定供給を支える体制へと移行した。

ガスシステム改革において、地域独占により供給エリアの需要を見通す一般ガス導管事業者と、市場競争の下で需要を直接開拓するガス小売事業者との間に、規模に応じて行為規制や法的分離も実施した。また、需要家の選択肢確保を目指しながら従来の安定供給の体制を維持するため、従来一般ガス事業者に課されていた供給力確保義務は、各ガス小売事業者が必要な供給能力を確保する形に規定した。さらに、ガス小売事業者の倒産等によるガス供給途絶を防ぎ、需要家利益を保護するため、一般ガス導管事業者に最終保障供給を課し、合理的な理由がなく事業者が導管接続に応じない場合や、卸や小売供給の安定性向上等の要望に対応するため、一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者に導管接続の努力義務を課した。ガスシステム改革を進める一つの手段であったガス導管網の相互接続は、費用対効果の観点から進展は見られていないものの、ガスシステム改革全体における環境整備により、新規参入者も含め適切な役割分担による供給体制の構築が進んでおり、現時点においては特段の供給支障は生じていない。

また、ガスシステム改革による事業類型の見直しに合わせ、ガス事業者の保安責任について、消費機器調査・危険発生防止周知についてはガス小売事業者、緊急時の対応と敷地内に引き込まれた内管からガス栓までのガス工作物の漏えい検査は一般的にはガス導管事業者がそれぞれ担うこととした。さらに、災害発生の防止等に関し、全てのガス事業者について連携・協力を義務付け、一般ガス導管事業者に対しては災害時連携計画の作成を義務とした。こうした取組を通じて、緊急時や災害時における的確な初動対応及び早期復旧のため、ガス導管事業者と新規参入者を含むガス小売事業者が垣根を越えて協働する枠組みを構築した。

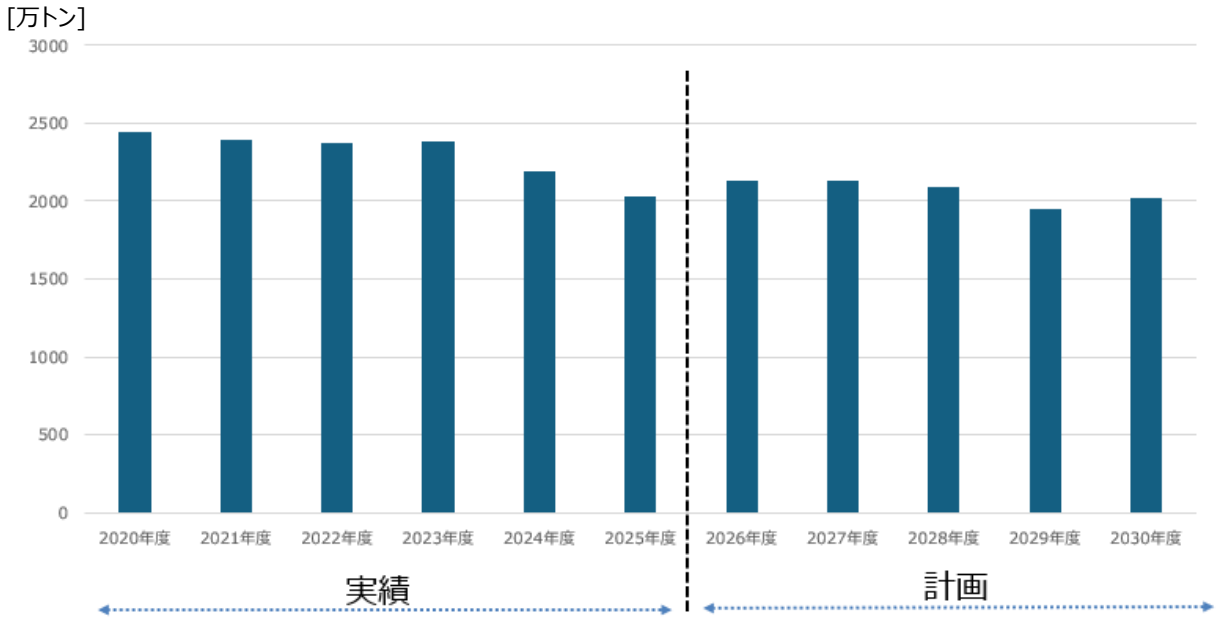
また令和８年熊本地震においては、災害時連携計画に基づき、被災事業者から一般社団法人日本ガス協会への応援要請に応じる形で、ガス事業者６社が応援隊を派遣し都市ガスの復旧作業にあたった。応援隊の派遣は、令和８年７月 29 日から８月 14 日まで、最大約 650 名規模となった。引き続き、産業構造審議会ガス安全小委員会の議論を踏まえながら、こうした災害への対応も含めた災害時のガス事業者間の連携のあり方等の検討を進めることが重要である。

ガスシステム改革以降も、ガス小売事業者は、中長期な視点で供給力確保を行っており、調達するＬＮＧのうち、長期契約の割合は９割程度を維持している。国としても、緊急時の対応に万全を期す観点から、戦略的余剰ＬＮＧや地域連携スキーム、全国連携スキームを活用した緊急時支援体制も確立した。さらに、2022 年のガス事業法改正により都市ガスの使用制限令を新設し、2025 年４月に、ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて「都市ガスの需給ひっ迫状況の情報提供のあり方に係るガイドライン」をとりまとめた。ガス事業者の創意工夫もあり、調達の支障や需給ひっ迫等は特段発生していない。

インフラの維持の観点では、ガス安全高度化計画 2030 に基づき、全国的に非耐震管対策への投資を継続し、2025 年３月末時点で低圧本支管の耐震化率は 93.1％まで向上した。現在、一般ガス導管事業者は 2030 年度末 95％を目指し取り組んでいる。また、大手事業者を中心としてスマートメーターシステムの導入にも取り組んでいる。スマートメーターが実装されると、現地訪問により実施していた検針業務を遠隔で実施できるようになるほか、１回の検針で把握していた使用量の日次把握や、遮断・警報等の保安情報の事業者システムへの即時送信が可能になる。さらに、供給支障の早期覚知や迅速な保安確保につながることや、導管ネットワークの流量・圧力をより精緻に把握できるようになり、供給圧力改善工事の判断や工事中の活管・仮配管要否判定等への利活用も期待される。

一方、人口減少の進展が見込まれる中、ガス事業の担い手確保の課題がより顕在化している。こうした状況を踏まえ、スマート保安を含む省人化・省力化の取組の全国展開や人材確保に向けた取組など、担い手不足や保安レベルの持続的な維持・高度化に向けた対応が必要となっている。また、全国的に物価や人件費等の上昇が進むなど、経営環境も変化しており、ガス事業者が必要な投資を行えるような環境整備が必要となっている。国際エネルギー情勢や脱炭素への対応などの将来の不確実性があることを前提としつつ、供給力確保や需給見通しについて、必要な情報を整理・捕捉していくことが重要である。

参考図４：ガス小売事業者のＬＮＧ長期契約量の推移



出典：ガス小売事業者（※１）へのヒアリング結果
※１　東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス
※２　長期契約のスワップ取引による調達を含む

② ガス料金の最大限の抑制

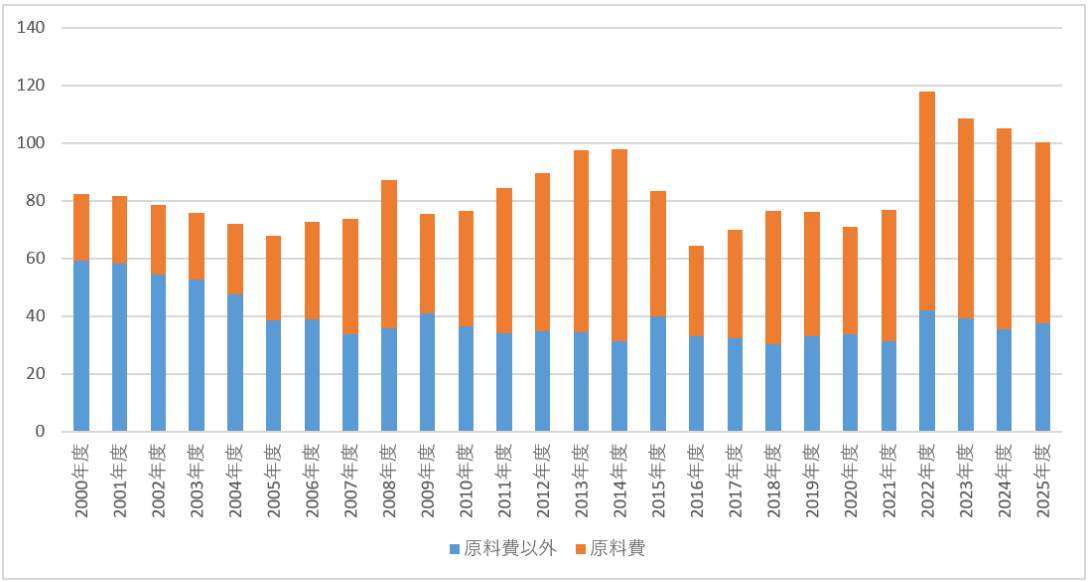
都市ガス事業については、従来から他エネルギーとの競合が存在していたが、2017 年４月の小売全面自由化以降は、大手事業者のエリアを中心に、ガス小売事業者間の競争も進展が見られる。小売全面自由化にあたって、小売料金規制を廃止した場合に、規制なき独占が生じ需要家が利益を害される事態を防止する必要から、当時競争が十分でなかった地域の旧一般ガスみなしガス小売事業者については、当分の間、既存の供給区域を対象に小売料金規制の経過措置を設けることとされ、旧簡易ガスみなしガス小売事業者（コミュニティーガス事業者）においても同様に経過措置を設けることとされた。

現在、旧一般ガスみなしガス小売事業者についても着実に経過措置の解除が進んでおり、2026 年 10 月時点で、経過措置の対象になっていた事業者 12 社のうち、経過措置が残置されているのは残り３社となり、大手３社のエリアはすべて経過措置が解除されている。電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）による特別な事後監視において、解除された事業者が「合理的でない値上げを行った」旨の指導をされた事例は確認されていない。

ガスシステム改革以降、全国的に物価や人件費等の上昇が進むなど、経営環境も変化しており、ガス事業者が必要な投資を行えるような環境整備が必要となっている。ガス小売料金については、原料費の変動によりガス料金単価は大きく上下するものの、各ガス小売事業者の自助努力もあり、原料費以外の㎥あたり単価は減少傾向にある。他方で、各事業者は物価等の上昇や賃上げに対応し、足下でもガス小売料金の値上げを行うガス小売事業者が存在している。経過措置の解除が進み、監視等委による特別な事後監視が終了する中で、一般的な市場監視の一環として料金水準の確認を継続していくことが必要である。一方、託送料金を含む規制料金については、事業の実態も把握した上で、需要家負担の抑制の観点と、事業の持続性の確保の観点のバランスの下で制度設計していくことが必要である。

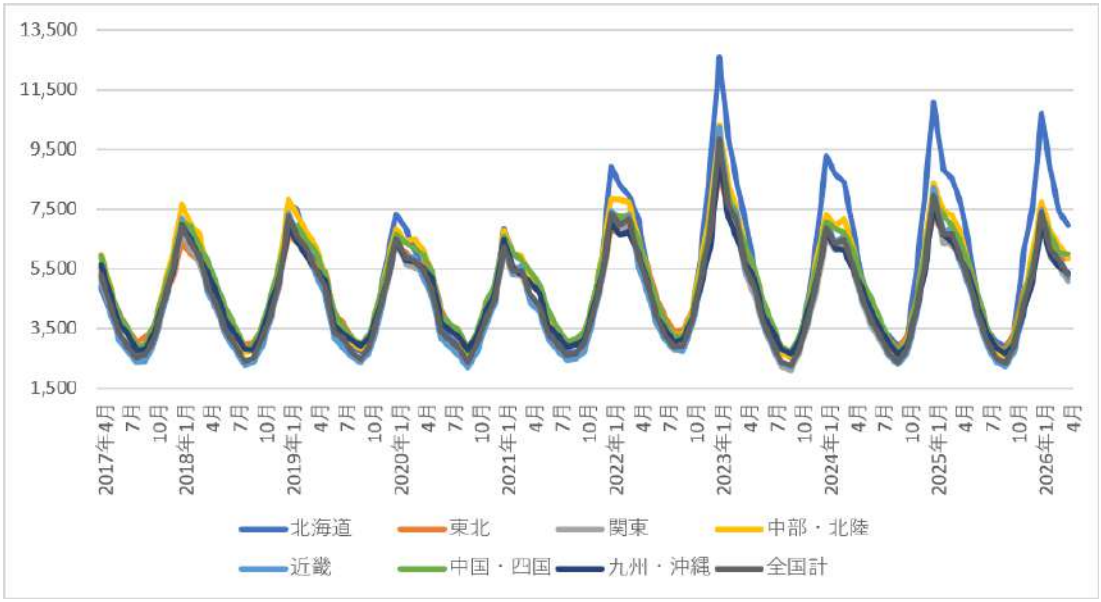
特に、ガスの普及率が高くない地方においては、ガス小売事業者間競争よりも他エネルギーとの競争が継続しており、足下の経済社会情勢を踏まえると、経営環境によっては競争余力がないガス小売事業者も存在している。地域のエネルギー安定供給の確保の観点から、競争によるコスト抑制の発想と同時に、地域密着型であるガス事業の強みを活かし、多様な関係者による協創・協調による最適化・付加価値創出も検討することが重要である。

(円/㎥)　参考図５：１㎥あたりのガス料金の推移



出典：ガス小売事業者（※）へのヒアリング結果
※　東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス

(円/件)　参考図６：１件あたりの地域別家庭用ガス料金の推移



出典：ガス取引報より作成

③ 利用メニューの多様化と事業者の事業機会の拡大

2017 年４月の小売全面自由化に合わせて、新規参入の促進支援の観点から、ＬＮＧ基地を建設することが容易でない新規参入者に向けてＬＮＧ基地の第三者利用を、一般家庭向けガス小売事業への新規参入者に向けてスタートアップ卸を、導管の各払出エリアにそれぞれ供給力を確保できない新規参入者に向けて振替供給の一般負担化を整備した。2021 年の旧一般ガスみなしガス

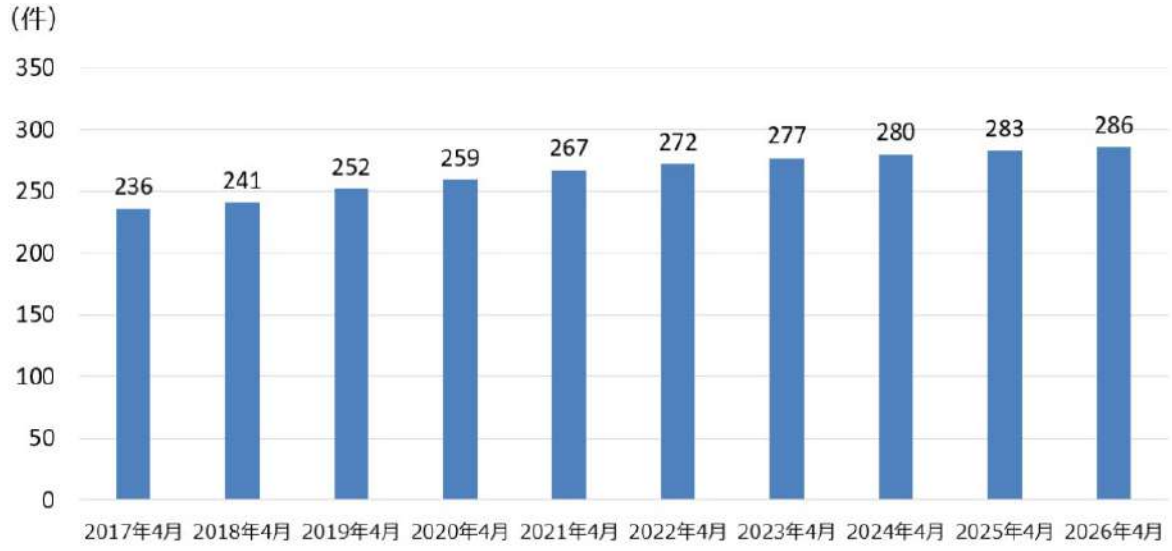
小売事業者のうち大手３社の経過措置料金規制の解除に係る議論の際には、大手３社に卸取引のコミットメントを求めているが、監視等委による定期的なフォローアップの中では、現時点において、問題となる行為は確認されていない。

一方、新規参入促進支援の観点から導入された各種措置について、個社間の取引上の課題に関する意見も寄せられている。卸取引やＬＮＧ基地の第三者利用等に係る実態について必要なモニタリングを行い、卸取引の運用面における課題について確認していくことが必要である。

ガスシステム改革以降、新規参入者の数は毎年増加しており、全体販売量に占める割合は約19%まで増加した。媒介・代理・取次事業者の数も増加しており、電力等の他サービスとのセット料金や、ＳＨＫ制度でのカウントルールの整備を踏まえたカーボンフリーメニュー等の多様なメニューが展開されており、需要家の選択肢拡大に寄与している。

また、ガスシステム改革以降、ガス導管事業者の中には、地域密着型のインフラ事業者として、地域課題の解決や暮らしやすいまちづくりに貢献すべく、他業種連携を実施している事業者も存在。足下の人手不足や、安定供給の維持のためには、多様な関係者による協創・協調が今後より一層求められる。

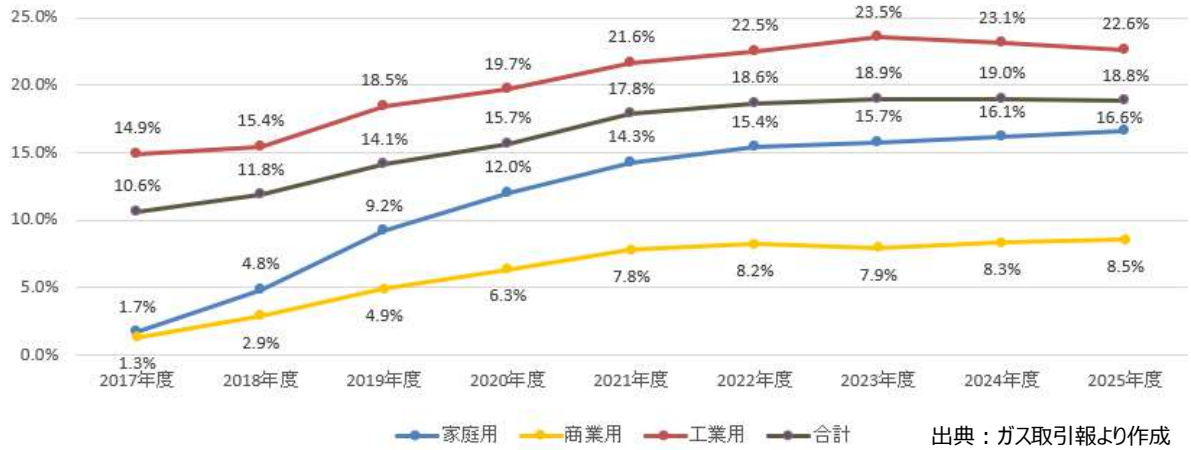
参考図７：ガス小売事業者数の推移



※1 旧簡易ガス形態のみの供給を行っている事業者は除く。
※2 事業者数は全て、月初時点の数。

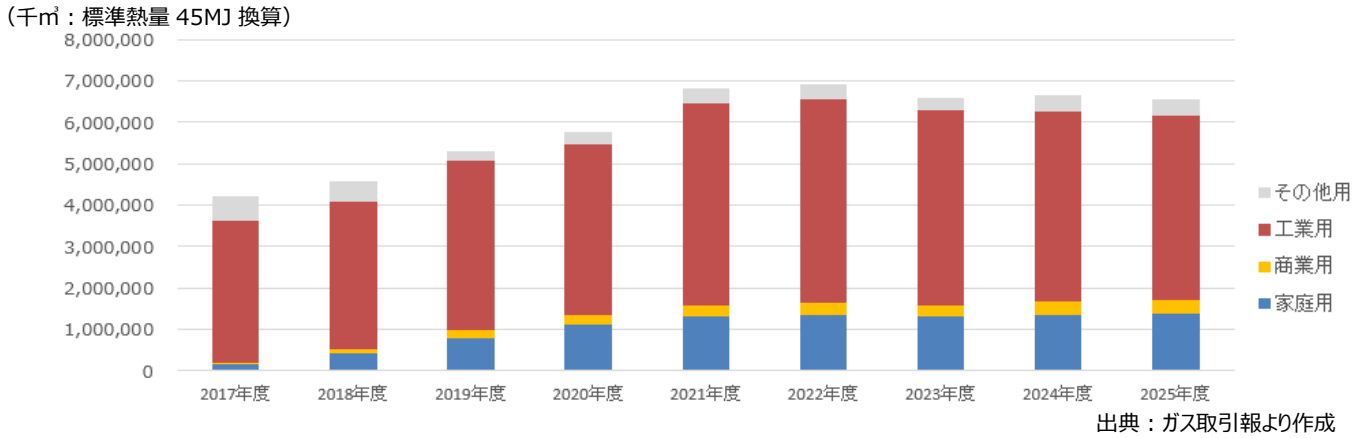
出典：資源エネルギー庁調べ

参考図８：ガス販売量における新規小売事業者の販売量比率



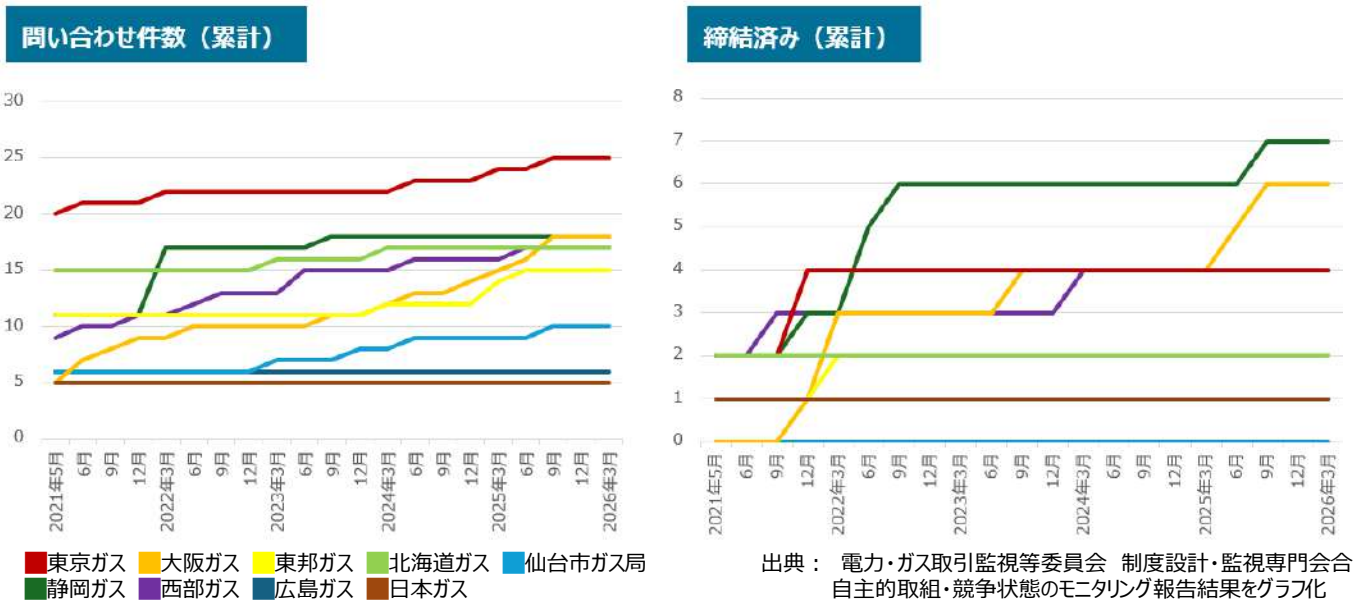
出典：ガス取引報より作成

参考図９：ガス販売量における新規小売事業者の用途別販売量



出典：ガス取引報より作成

参考図 10：スタートアップ卸利用状況推移



出典： 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計・監視専門会合
自主的取組・競争状態のモニタリング報告結果をグラフ化

④ 天然ガス利用方法の拡大

ガスシステム改革当初、新たな事業者の参入によるサービスの競争によって、エネファームや商業用・工業用コージェネレーションの普及拡大といった天然ガスの利用方法が拡大することを想定していた。

ガスシステム改革以降も、導管総延長は延伸傾向を継続しているものの、気温の上昇や一世帯あたりの人数の減少、高効率ガス消費機器の普及等により、既存の小口供給量は減少傾向にあり、都市ガスの年間消費量は全体として概ね横ばいである。現在の旧一般ガスみなしガス小売事業者と新規参入者との小売間競争は家庭用を中心としたスイッチング競争中心となっており、ガスシステム改革当初に期待していたガスの燃料転換を含めた普及拡大については取組が限定的であった。

しかしながら、ＧＸの移行手段として天然ガスの重要性が増しているなど、状況が変化している。レジリエンス向上に向けた災害拠点におけるガス利用設備の導入や、熱エネルギーの低・脱炭素化の観点から、特に地方において、石油・石炭から天然ガスへの燃料転換のポテンシャルが存在している。さらに、データセンター運用の高度化に向けて、蓄電池・コージェネレーションシステム等の整備により、既存の電力インフラをより有効活用する方向性が示されている。

一方で、地方では大規模需要の開拓に必要な投資規模・ノウハウの不足等から、単独での対応が困難なケースも存在しており、産業団地等の面的な燃料転換については、地方公共団体や需要家を含む合意形成の煩雑さ、ＧＸとの関係に関する認知不足、情報アクセス性等が課題となっており、広がりの余地がある。

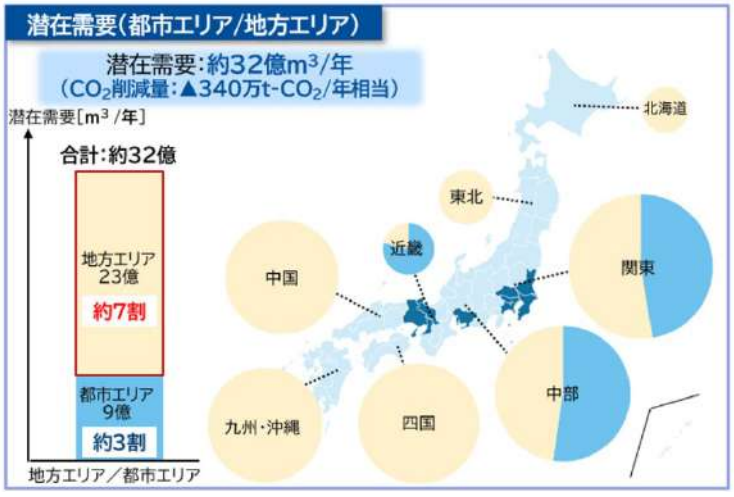
天然ガス利用の拡大をＧＸの移行手段として位置付けた上で、将来の合成メタンやバイオガスへの移行や環境価値を用いた脱炭素化等、多様な手段の組み合わせが有効な対策となることを、時間軸を含めたトランジションの道筋を明確化し認知度を向上させるとともに、国内外の制度や技術開発動向を踏まえつつ、政策の方向性を発信することにより、燃料転換や将来的な都市ガス活用の予見性を確保していくことが求められている。

参考表２：一般ガス導管事業者の導管総延長

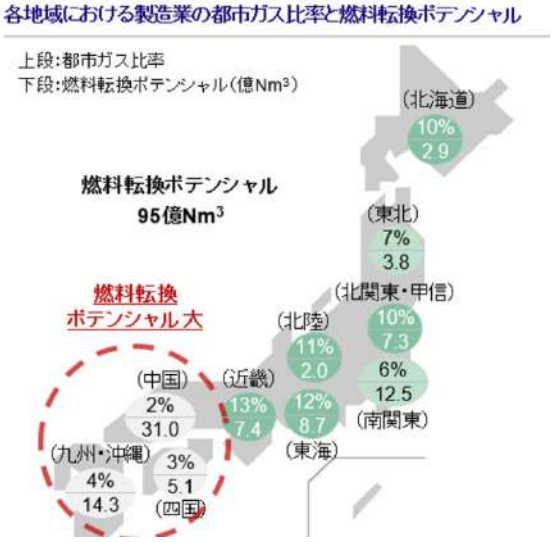
	高圧 (1.0MPa 以上)	中圧 (0.1MPa 以上 1.0MPa 未満)	低圧 (0.1MPa 未満)	合計（km）
2018 年 3 月	2,425	34,449	224,293	261,167
2019 年 3 月	2,431	34,722	225,716	262,868
2020 年 3 月	2,387	34,993	227,095	264,475
2021 年 3 月	2,557	35,224	228,294	266,075
2022 年 3 月	2,561	35,395	228,860	266,816
2023 年 3 月	2,543	35,536	230,813	268,892
2024 年 3 月	2,542	35,880	231,649	270,071
2025 年 3 月	2,550	36,187	233,761	272,498

※１　ガス事業便覧Ⅰ 導管延長数（一般ガス導管事業者分）」等に基づき日本ガス協会にて集計
※２　各項目の値を四捨五入して表示しているため、各項目の数値が一致していても、合計値が異なる場合がある。

参考図 11：天然ガスへの燃料転換のポテンシャル

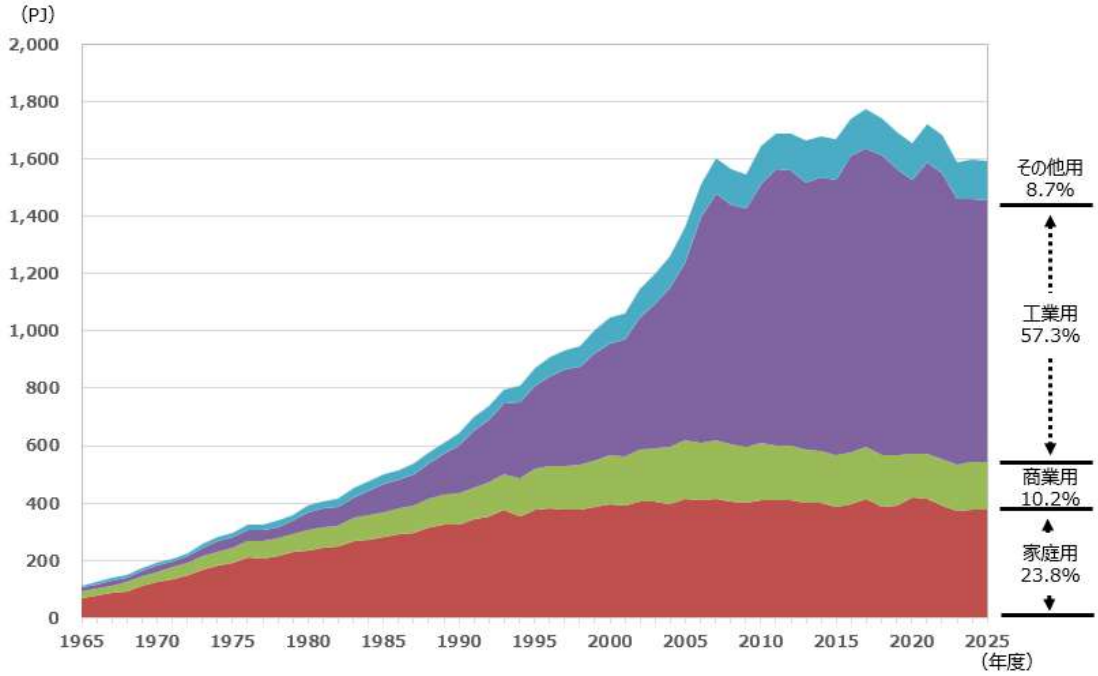


出典：JGA 正会員向けアンケート調査（2025 年 10 月）
※１　本アンケートは、日本ガス協会が正会員 193 社を対象に 9/19～10/27 の期間に実施した調査結果に基づく。（燃料転換潜在量あり 92 社、件数 1,105 件）
※２　各地域区分は、各経済産業局が管轄する都道府県によって区分している。ただし、沖縄県は九州地域に統合。
※３　本分析において「都市エリア」とは三大都市圏を含む都道府県（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県）を指す。「地方エリア」は左記以外の都道府県を指す。
※４　ガス事業者ごとに燃料転換の潜在需要の計上判断の基準が異なる。大手事業者の協力や、導管延伸による新たな潜在需要の発掘により、今後、数値が増加する可能性がある。



出典：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、「都道府県別エネルギー消費統計」より、みずほ銀行産業調査部作成（FY2022）
※１　企業・事務所他部門、家庭部門、運輸部門のうち、企業・事務所他部門の中の製造業を対象
※２　統計上の全 11 業種（食品飲料製造業～他製造業）において、各業種の最終エネルギー消費（含む自家発電・自家蒸気）における都市ガス比率を算出
※３　各県・各業種の都市ガス比率が全国の中央値まで向上した際の需要拡大幅を試算

参考図 12：用途別都市ガス販売量の推移



出典：経済産業省「ガス事業生産動態統計調査」等を基に作成。
※１　全都市ガス事業者
※２　1996 年度から 2005 年度までの用途別販売量は日本エネルギー経済研究所推計

（２）ガスシステムを取り巻く経済社会情勢の変化

2017 年からの一連のガスシステム改革を進めてきた間において、ガスシステムを取り巻く経済社会情勢は、大きく変化しており、持続的なガスシステムの発展のためには、これらの変化を踏まえたガスシステムの構築が必要となる。

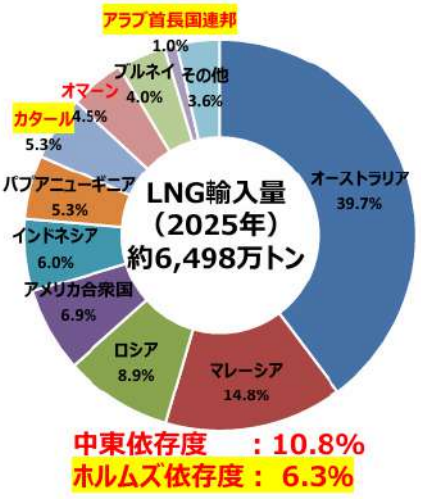
① エネルギー安全保障リスクの高まり

我が国のエネルギー政策の要諦は、安全性を大前提に、エネルギー安定供給を第一として、経済効率性の向上と環境への適合を図るという、「Ｓ＋３Ｅの原則」にある。化石燃料は、足下で我が国のエネルギー供給の大宗を担い、国民生活・経済活動の維持に不可欠であるが、我が国は化石燃料の大宗を海外に依存しているため、一部の地域からの輸入が途絶した際も対応が可能であるようＬＮＧの調達先の多角化を進めてきた。

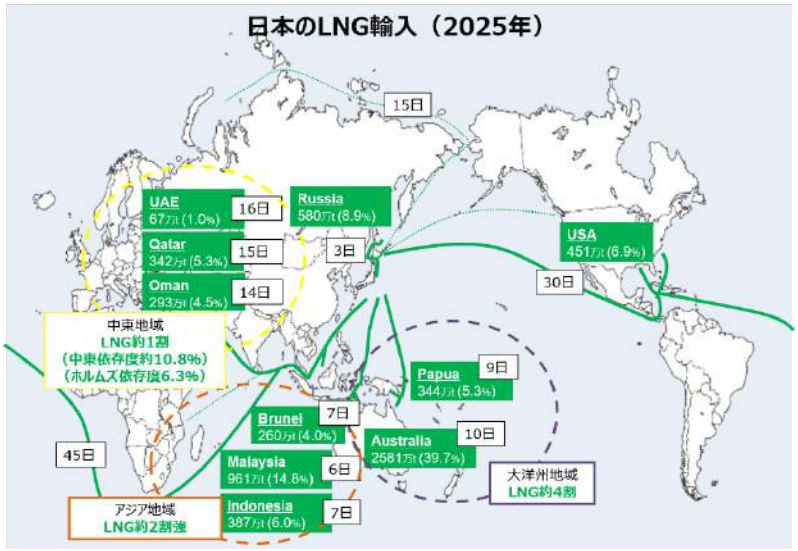
2022 年には、ロシアによるウクライナ侵略といった国際情勢の変化や、予期せぬプロジェクトの事故発生等を背景に、都市ガスの原料であるＬＮＧ供給の不確実性が高まっていたことから、資源国や国有企業が売り渋りを行い、民間企業だけでは対応しきれないような異常事態が発生した場合に備え、経済産業大臣からＪＯＧＭＥＣに対し、ＬＮＧの調達を要請できるよう、ガス事業法を改正した。加えて、戦略的余剰ＬＮＧや地域連携スキーム、全国連携スキームといった供給対策を最大限講じても十分なＬＮＧを確保できない場合に備え、国による需給調整のためのガス使用制限令の規定をガス事業法に新設した。

他方、中東情勢の緊迫化などによるエネルギー安全保障の要請が高まっており、今般の中東情勢を踏まえれば、足下の対応に万全を期すとともに、資源・燃料のサプライチェーンの強靭化及びエネルギー安全保障としてのＧＸに取り組む重要性が、一層増している。

参考図 13：我が国のＬＮＧ輸入の現状



出典：財務省貿易統計



出典：JOGMEC ヒアリング等から資源エネルギー庁作成

② 国際的なＧＸやＤＸの流れの加速

パリ協定の発効以降、世界各国は脱炭素への取組を加速しており、気候変動問題という課題に対し、欧米を中心に、新技術等で解決策を見つけ、新しい需要の創出で、カーボンニュートラルの達成や産業競争力を高めようとする動きを強化。また、世界では、地政学リスクの高まりや急速な技術革新、気候変動影響の顕在化など、様々な不確実性や課題に直面している中、各国はこれまで以上にエネルギー価格、産業競争力、エネルギー安全保障等に重点を置きながら、エネルギー分野のトランジションの実現に向けた取組を推進する動きがみられる。

我が国は、2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行い、中間的な目標として 2030 年度、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 46%、60%、73%削減することを目指すこととしている。また、宣言を契機に企業や金融機関においても、気候変動を始めとする環境問題への対応が加速した。

こうした中、世界では、ＤＸやＧＸなどの進展に伴う電力需要増加が見込まれており、国内でも生成ＡＩの普及拡大に伴うデータセンターや半導体工場などの増加や、高炉から電炉への転換などのＧＸの進展に伴う電化による電力需要増加が見込まれ、それに伴い、コージェネレーションシステムの活用などによる都市ガス需要の増加も見込まれている。

さらに、既存のインフラを活用できる次世代エネルギーとして合成メタンやバイオガスについても活用が見込まれており、導入に向けた制度整備が進められている一方で、導入主体や経済性等については引き続き課題も指摘されている。

③ 国内における経済社会構造の変化

「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の３つを同時追求するＧＸ政策の進展、消費者物価の上昇、将来的な人口減少や大都市圏への一極集中が進行する中での地方における担い手不足

を踏まえた社会基盤の維持、データセンターや産業団地等の新たな需要の浮上、排出量取引制度の開始並びに気温の上昇、一世帯あたりの人数の減少及び高効率ガス消費機器の普及等による小口供給量の減少など、ガス事業者及び都市ガスの需要家の事業環境が大きく変化している。

ガス事業者は、エネルギーの安定供給を大前提としつつ、こうした事業環境変化にも柔軟に対応し、脱炭素も含めた需要家の幅広いエネルギー選択のニーズに答えられるよう、持続可能なエネルギー供給を担うことが期待される。

（3）ガスシステムが直面している課題と目指すべき方向性

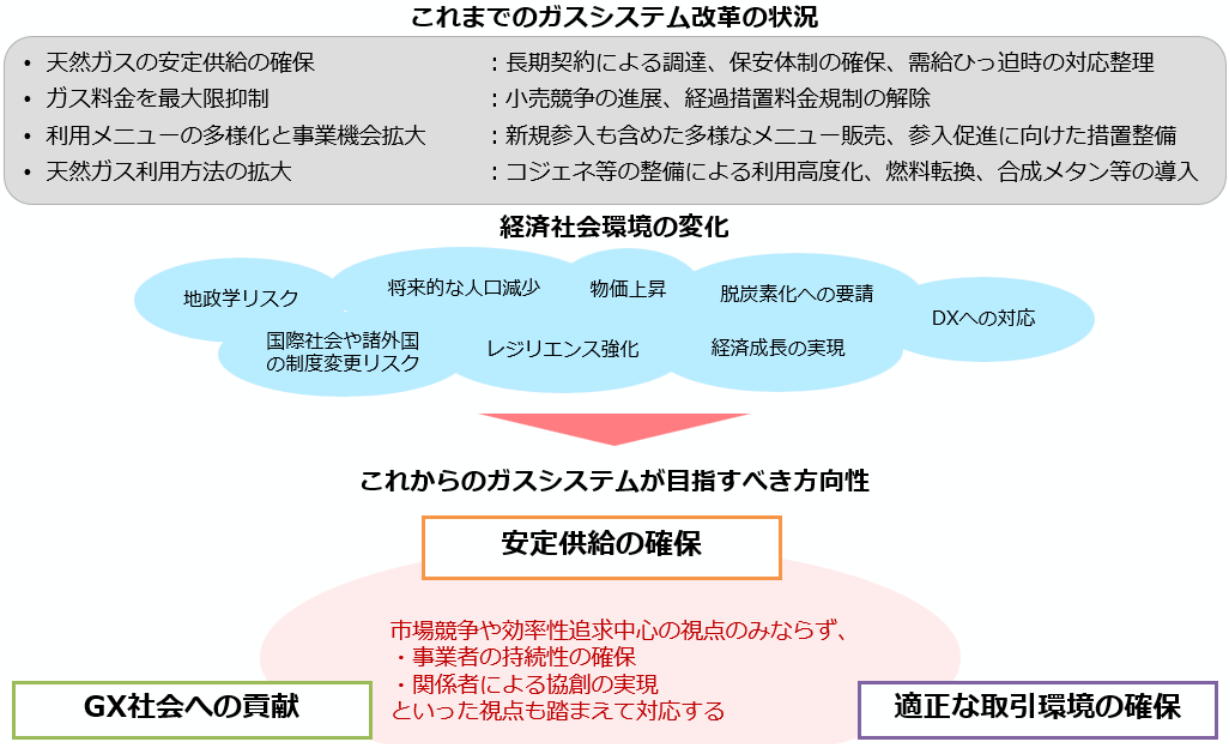
ガスシステム改革については、小売全面自由化や導管部門の法的分離も含めた中立性・公正性の一層の確保等の対応といった一連の工程を進めてきたが、これらにより、改革において掲げていた４つの目的については、一定の成果も認められる状況である。

ガスシステム改革の一連の工程を進めてきた中でも、ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は変化を続けており、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化といったことに起因する国際エネルギー情勢の変化、それに伴う天然ガス価格の高騰等のリスクへの対応、ＤＸや脱炭素化に向けての対応の加速化、インフレの進行、国内における地方を中心とした人口減少と大都市圏への一極集中とそれに伴う社会基盤の維持等、新たな課題にも直面している。

ガス事業者は、大手事業者や地方事業者、新規参入事業者と多様な事業者が存在している。各ガス事業者は、これまでも自らの創意工夫により事業を運営し、安定供給の確保に取り組んでいるが、経済社会情勢の変化による新たな課題に対して、個々の事業者だけでは対応が困難になってきているものについては、様々な関係者が連携して対応することがより求められる面も想定される。

ガス事業者の事業規模や地域性等が多様である中で、経済社会情勢の変化に対応しつつ持続可能なガスシステムを構築していくためには、安定供給の確保、ＧＸ社会への貢献、適正な取引環境の確保を目指し、これまでの市場競争や効率性の追求が中心の視点に加えて、地域のニーズを踏まえその地域の経済社会をインフラ面から支えてきた強みや顧客との接点を活かし、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点から対応を進めていくことが重要である。

参考図 14：これからのガスシステムが目指すべき方向性



４．持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針

（１）持続的な事業運営を通じた安定供給の確保

ガス事業者は、ガスシステム改革以前から、地域のニーズを踏まえ、関係事業者間で連携しながらその地域の経済社会をインフラ面から支えてきた強みがある。

ガスシステム改革以降、人口減少等の社会構造変化がより顕著になっている中でも、引き続きガス事業が健全に発展し、地域に貢献していくためには、ガス事業者が需要に対して安全性向上や新規需要に対応するための供給インフラ設備への投資や、人口減少等への対応を念頭に置いたＤＸ・ＡＩ等の活用に係る設備・人材等への新たな投資が求められている。同時に、こうした取組の中で、個社による対応では限界がある部分については、事業類型の垣根を越えて対応することも含めて、関係者が連携して対応することが求められる。

また、事業環境が変化していく中でも、ガス事業者が価格も含めてより良いサービスを提供しつつ、必要な投資を行うことにより事業基盤を維持していくため、事業者の中には、事業の多角化によりコアとなるガス事業を支えている事業者も存在するが、ガス事業における収入の予見性を確保していくことも引き続き重要。

① 需給見通しに関する必要な情報捕捉と供給計画見直しといった制度的な対応

ガスシステム改革によりガス事業者の類型が変化したが、本来、エリアの需給見通しは、事業類型の垣根を越えて一体的に捉えられるべきものであり、安定供給を支えるためには、ガス需要の中長期的な予見性を向上させるとともに、予見性のある全体の見通しの下で、安定調達、供給インフラの維持・整備、保安・緊急時対応、人材・技術の確保といった要素が不可欠であり、これらの対応を進めることが需要家利益にも直結する。今後も安定供給を確保していくためには、これらを如何に確保・補完できるかが重要であり、国としてその状況を把握する手段の一つとして、ガス事業者が作成した供給計画・製造計画や、その提出の際のヒアリング等を活用してきた。

将来的な人口減少が見込まれ、大都市圏への一極集中が進行する中、地方における社会基盤の維持という課題も顕在化しつつあることを踏まえ、ガス事業者自身と国双方がそれぞれの目線でガス事業の予見性を高めるために、供給計画・製造計画の期間を、現在の原則３年間から一律５年間とする。

こうした環境変化の影響が顕著であるガス小売事業と一般ガス導管事業については、供給計画の様式を変更し、合成メタンやバイオガス、水素の需給見通しや、大型需要家数、スマートメーター取付数についても供給計画に追加し、必要に応じて、国がガス事業者の需要見通しを丁寧に確認する。さらに、託送料金の作成の際、直近の供給計画の需要想定や投資計画を原則とすることにより、料金審査の際の監視等委の需要想定や投資計画の確認を簡素にする。

多くの都市ガス事業者の標準熱量が足下で 45M Ｊ／㎥であることを踏まえ、供給計画・製造計画における都市ガスの換算熱量を 46M Ｊ／㎥から 45M Ｊ／㎥に変更し、標準熱量の引き下げの状況に合わせて今後見直しを検討する。

コミュニティーガス事業者については、ガスシステム改革によりガス小売事業者として分類され、都市ガス事業者と同様の様式で供給計画を作成する義務が新たに追加された。一方で、主な原料であるＬＰは流通品であり、各コミュニティーガス事業者は都市ガスほどの在庫量を保有し

ていないなど、需給見通しの方法が都市ガスとは異なることから、コミュニティーガス事業者の供給計画については都市ガス事業者と様式を別とし、様式枚数や項目を削減する。

また、ＬＮＧは、都市ガスの原料として引き続き重要であり、中東情勢なども踏まえると、国としても都市ガス原料となるＬＮＧの調達状況を把握することは重要。時々刻々と変わりうるＬＮＧの調達環境を踏まえると、ＬＮＧ基地を所有している主要な都市ガス事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、北海道ガス、静岡ガス、広島ガス、日本ガス、仙台市ガス局、ＩＮＰＥＸ　ＪＡＰＡＮ、石油資源開発、ＥＮＥＯＳ　Ｘｐｌｏｒａ）のＬＮＧの調達計画、受入・払出・在庫予定量については、供給計画とは別途、非公開を前提に２週間に１度定期的に調査をし、状況に応じて頻度を見直すこととする。

② 今後の社会構造の変化を踏まえた、必要な人材確保・育成、スマート保安を含む省人化・省力化などの事業基盤維持・整備の取組

ガスシステム改革以降、気温の上昇や一世帯あたりの人数の減少、高効率ガス消費機器の普及等により、既存の小口供給量は減少傾向にあるものの、ガス事業者は、安全性の確保を大前提とした安定供給の確保や新規の需要開拓のため、引き続き、一定の投資を行っている。他方で、特に、工業需要が限られ人口減少が進む地方においては、ガスの需要が飛躍的に増加することは見込みにくい状況がある中、顧客との接点も活かしつつ、電気の小売販売や不動産事業といった多角化を進めることで、企業としての収益を確保しているガス事業者も存在している。

今後、人口減少・高齢化を受け、更なる担い手不足が予測されるため、ＤＸ・ＡＩ等の活用による省人化・省力化が急務であり、現在働いている従業員に対する教育に加え、ＤＸ・ＡＩ等の専門人材の採用や、設備導入・システム開発への投資が必要であり、最適化・付加価値創出の観点でも、多様な関係者による協創・協調が重要となっている。国としても、こうした取組を実現できるような枠組みを整備していくことが重要。

スマートメーターをはじめとした、ＤＸ・ＡＩ等の活用による省人化・省力化対策が今後一般ガス導管事業者の事業運営に影響することを踏まえると、まずは、足下導入が進みつつあるスマートメーターについても国が供給計画を通じて把握するとともに、普及を促進していく。

また、2026 年７月、保安や施工といった現場の業務を担う人材確保・育成や技術導入をサプライチェーン全体・建設業含む業界横断で加速させるための取組として、幅広い業種の団体・事業者や国交省等の関係省庁の参画を得て、「現場ファースト運動（Frontline First Initiative)」を立ち上げた。ガス事業者においても、現場ファースト運動などの場を活用し、まずは、大手事業者のＤＸ活用事例等を参考に、中小規模のガス事業者にＤＸ事例を業界内で横展開する。こうしたＤＸ分野における事業者間連携により、多様な関係者による協創・協調がより一層強まり、ガス事業の最適化・付加価値創出が全国的に進展することが期待される。こうしたスマート保安の導入・普及にあわせて、人材獲得や規制・制度の在り方も検討する。

③ 経済社会構造の変化に対応した料金制度の在り方

ガス事業者が安全性向上や新規需要開拓、人口減少等への対応も含めた新たな投資を進めるためには、各事業者がガス事業において適正な収益を確保することが重要。このため、一般ガス導

管事業及び特定ガス導管事業における託送料金について、ガス事業者が適切に費用を回収できるような料金制度の在り方の検討を改めて行った。

一般ガス導管事業の託送料金については、ガスシステム改革以降においても、導管網という自然独占性の強いインフラを担い、競争による料金抑制が期待できないことから、需要家保護と設備投資の回収、安定供給確保の観点から、総括原価方式による規制料金が採用されている。ガス導管事業者は、経営環境の変化に応じて、値上げの必要があれば認可申請手続を行い、料金の見直しを行っているが、手続には一定の期間はかかるものであり、将来の環境変化に対して柔軟に対応することが難しい。物価や人件費等の上昇、担い手不足など、ガス導管事業者を取り巻く事業環境は変化を続けているところ、事業者が自助努力により料金を抑制することは前提であるが、こうした環境変化の中でも、事業者が必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備を行う。

託送料金については、ガスのネットワークの個別性や独立性を踏まえ、現在の総括原価方式の枠組みを維持することを基本とする。託送料金の値上げを行う場合は、原価の洗い替えによる対応が原則であり、ガス導管事業者は託送料金について需要家等への丁寧な説明が求められること、また、一斉改定時の原価等を活用し続けるのではなく、足下の経済状況を踏まえた原価等に洗い替えることが適切であると思われることから、今般の見直しに伴い物価等の変動を反映する際にも、洗い替えによる対応を原則とする。他方で、経済社会構造の変化により円滑に対応する観点から、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）を原価に算入することとする。

その際、変動見込みと実績値の乖離が生じた場合の事後調整の必要性を踏まえ、変動率の反映が過大にならないよう、現在の事後評価におけるストック・フローの管理による総括的な収支の確認を前提としつつ、指標の予測値と実績値の確認を行うこととする。なお、当該確認を行うタイミングは、原価算定期間終了後の事後評価のタイミングなどが考えられる。

エスカレーションの算入は、各費用項目の性質や変動要因を踏まえ、労務費、修繕費や消耗品費など、物価等高騰の影響を受けやすいものには変動率を織り込み、合成メタン等調達費相当金、事業者間精算費など、第三者の意思によって決まる外生的要因により費用が変動するもの、取得済みの固定資産に係る減価償却費など、固定資産（既存分）の取得に関連するものについては、変動率は織り込まないこととする。また、各自治体が運営し料金を定めるなど、外生的な要因の影響を受ける水道料及び占用料を変分改定の対象として追加することとする。

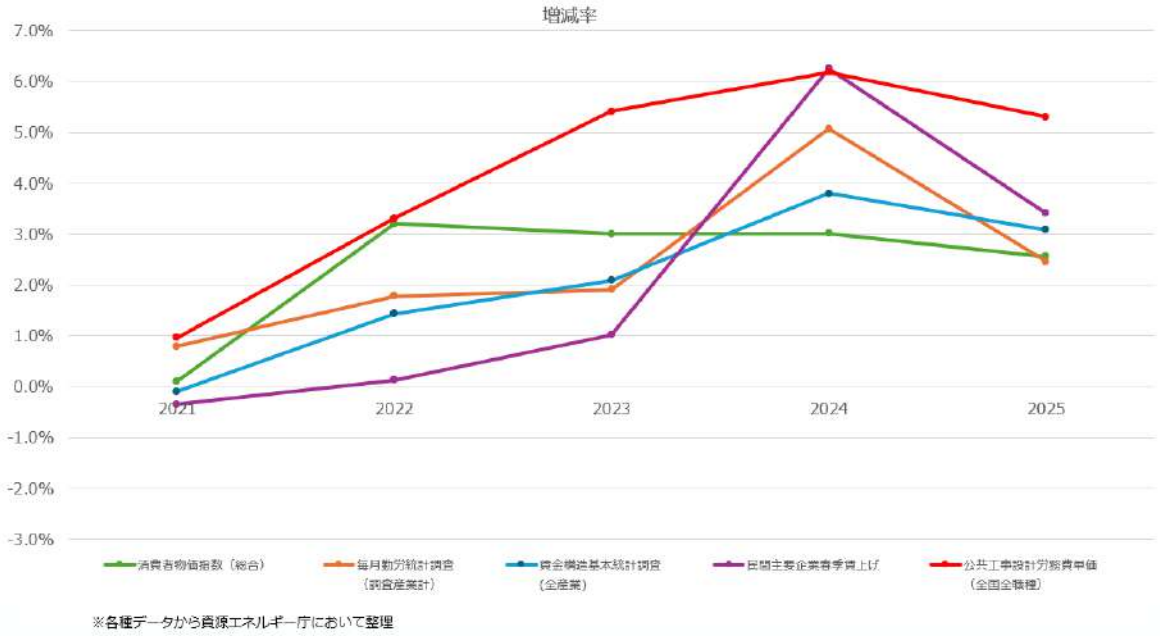
エスカレーションの算入にあたって採用する公的指標については、消費者の負担抑制の観点から、他の指標より緩やかに推移している消費者物価指数を基本的に採用することとし、一方で、消費者物価指数のみでは、人手不足や資材高騰の影響等を反映することは難しいため、労務費、委託作業費といった人件費については賃金構造基本統計調査を採用し、修繕費、固定資産除却費など工事に係る費用については建設工事費デフレーターを採用する。

採録方法については、保守的な指標の反映を前提として、エスカレーションのトレンドを捕捉するために足下の傾向を確認することとし、過度な変動率を織り込むことを避け、適切に織り込むこと、一般的かつ分かりやすい採録方法とする観点から、直近５年間のうち、変動率の最大値及び最小値を除いた３年間の平均値を指標として採用する。

参考図 15：主要な指標の動向



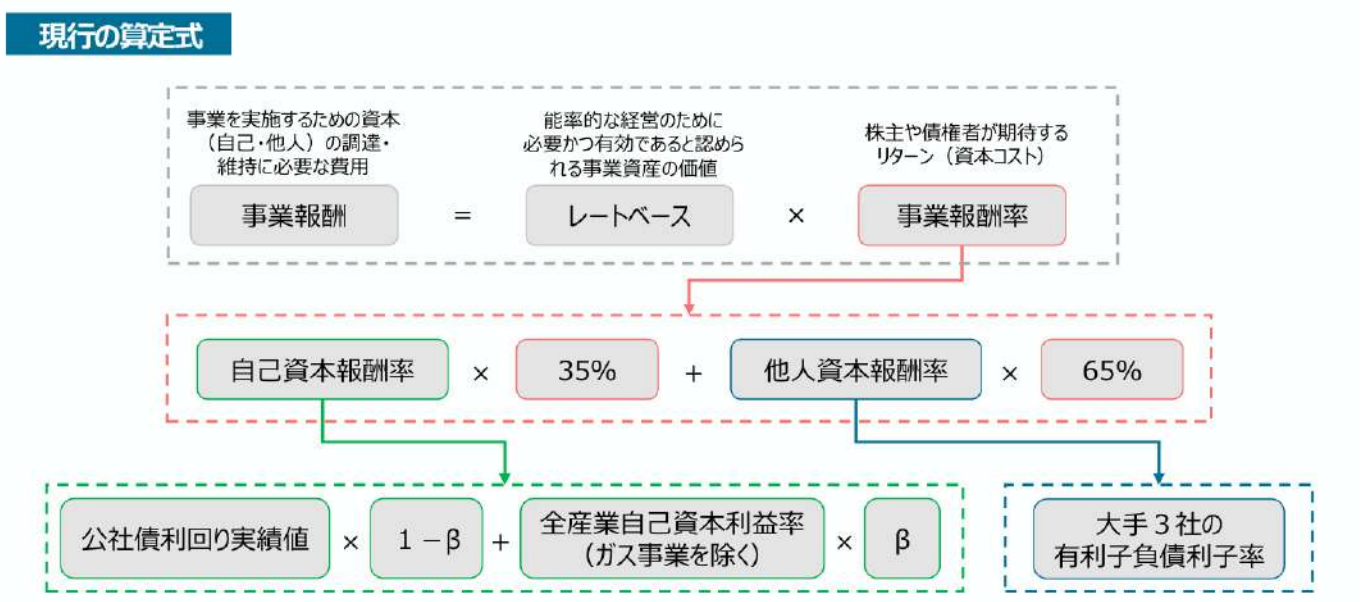
参考図 16：労務費に関する主要な指標の動向



また、ガス事業者が合理的な発展を遂げるために必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための原価項目である事業報酬についても検討を行った。現在の事業報酬に係る制度は、ガスシステム改革以前に導入されガスシステム改革以降も維持されているものであるが、足下においては、物価や人件費等の上昇、金利の見直しといった経済社会情勢が変化し、ガス事業者を取り巻く経営環境も変わってきている。ガス事業者が安定供給を支え健全な事業運営を可能としていくためには、こうした経営環境の変化にも対応できるよう、制度の不断の見直しを検討していくことが重要。

現行の事業報酬の算定式は、事業性評価の手法として現在も幅広く使用されているファイナンスにおける基礎的な概念を基に策定されていること、他の制度においても同様の算定式が用いられていることから、合理的な手法であると考えられ、算定式は特段見直さず、事業報酬率を構成する算定要素ごとに見直しを行う。

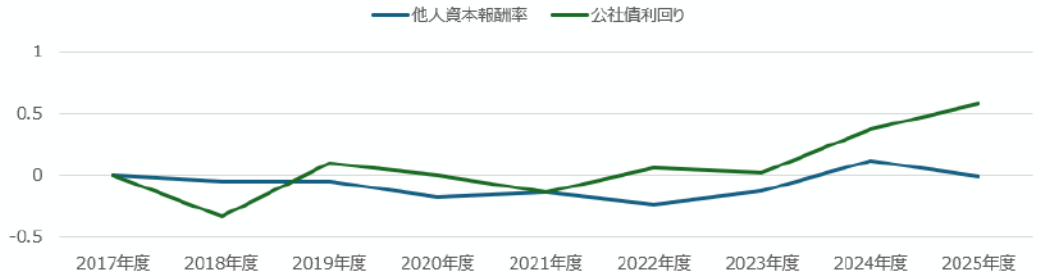
参考図 17：現行の事業報酬の算定式



自己資本比率については、主要なガス事業者の自己資本比率を平均すると 35%程度で推移していることから、現行の 35：65（自己資本：他人資本）という比率を引き続き維持する。また、自己資本報酬率の算出要素である全産業自己資本利益率と公社債利回り、及びβ値については、市況環境の変化や物価変動を適時反映し一定の連動性をもつため、これまでの考え方を引き続き維持する。

他方で、他人資本報酬率については現行制度において、一般ガス導管事業者（大手３社）の平均有利子負債利子率（直近１年間）を採録しているが、各社の固有要因の影響を受けるため、市況環境を必ずしも適切に反映できない可能性がある。一般的なガス事業者の資金調達環境をより客観的かつ公平に反映するとともに、市場金利等の経済環境の変化を適時に反映する観点から、一般ガス導管事業者（大手３社）の平均有利子負債利子率ではなく、公社債利回りを採録するよう見直すこととする。また、倒産リスクを持つ民間企業の社債レートは国債等より高いレートとなることが一般的であることから、公社債利回りにリスクプレミアム値を加算したものを他人資本報酬率として算出することとする。その際、一般ガス導管事業者の実績値を用いることが考えられるが、一般ガス導管事業者が資金を調達する際には、単独で行うのではなく一体会社として調達することが多い実態も踏まえ、一般ガス導管事業者のリスクプレミアム値（※零を下回る場合にあっては零とする）については、旧一般ガスみなしガス小売事業者（大手３社）の新発社債利回りから新発公社債利回り（直近５年間のうち、当該事業者の社債が発行された月の平均値を採録）を引いた値を用いることとする。

参考図 18：他人資本報酬率と公社債利回りの推移（前年度比）



※N年度の他人資本報酬率及び公社債利回りは算定上、その時点で判明しているN－２年度の値を参照して算出される（例：2025年度欄に記載している各数値は2023年度の実績に基づいて算出）。

事業報酬率の採録期間については、現行、算出要素の直近７年間の各数値を平均することとしているが、特に市況の影響を大きく受ける公社債利回りや有利子負債利子率は、結果として８年前のデータを参照することとなっている。物価変動等の経済環境の変化を適時に反映する観点から、事業報酬の算出要素に係る採録期間を直近５年間に見直すこととする。

加えて、現行制度においては、ガスメーター取付数（30 万個）を基準に格付け補正を設け、当該差分を他人資本報酬率に上乗せすることとしているが、ガスメーター取付数による格付けと実態の社債格付けが乖離している例もあることから、毎年度行っている事業報酬率の算定時において、格付けの実態に応じて算定することと整理する。

エスカレーションの原価算入、変分改定の対象範囲の拡大、事業報酬制度の見直し、これまでのシステム改革を行ったことにより現行制度では適切な原価算定ができない点に関する所要の見直し等をあわせ、ガス事業託送供給約款料金算定規則等の法令改正を行うこととする。なお、事業報酬制度の見直しについては急激な制度の変更を避ける観点から、2026 年度の事業報酬率は現行の算定方法において算出する。また、託送料金の審査の在り方については検証結果の本とりまとめ以降も関係者間で検討することとする。

参考表３：事業報酬に係る見直しの全体像と見直しを反映した直近の事業報酬率

	自己資本比率	自己資本報酬率	β値	他人資本報酬率
現行	35：65	全産業自己資本利益率・公社債利回りから算出（直近７年間）	大手３社平均（直近７年間）	大手NW３社の平均有利子負債利子率（直近１年間）
見直し後	35：65（現行維持）	全産業自己資本利益率・公社債利回りから算出**（直近５年間）**	大手３社平均**（直近５年間）**	**公社債利回り＋リスクプレミアム値（直近５年間）**

	自己資本比率	自己資本報酬率	β値	他人資本報酬率	事業報酬率	増減
現行（2025年度）	35：65	6.50	0.6	0.98	2.91	—
見直し後（2025年度）	35：65	6.54	0.6	0.75 (※)	2.77	−0.14

※2020年度から2024年度における公社債利回り（0.53）＋リスクプレミアム値（0.22）

最後に、ガス導管事業者の経営努力では吸収できない外生的な要因により、特定の費用に係る託送料金の改定を行う変分改定について、上流のガス導管事業者の事業者間精算料金改定を託送料金や小売料金の改定に円滑かつ迅速に反映するため、ガス導管事業者間での事業者間精算料金

改定前の意思疎通について、「適正なガス取引についての指針」において、料金改定に必要な期間を考慮してガス導管事業者間で誠実に協議を行うことが望ましい旨を追記する。加えて、ガス事業法に基づく託送供給約款の認可について、変分改定の審査の際は当該費用のみを審査することから、変分改定時の標準処理期間を現行の４月から２月へ見直すこととする。

（２）ガスを通じた多様な関係者によるＧＸ社会への貢献

2017 年の小売全面自由化、2020 年カーボンニュートラル宣言、2022 年のガス小売事業とガス導管事業の法的分離が実施され、競争環境への移行や需要開拓の手段が変化してきた。具体的には、小売全面自由化により、都市ガスは、地域独占や総括原価方式から、料金やサービスで顧客の獲得を争う競争環境に移行し、新規参入者が増加する中で、小売間での競争環境において様々なニーズの顧客を獲得するため、一部のガス小売事業者は、積極的な脱炭素投資を行い、カーボンオフセットメニューの販売等を実施した。また、ガス小売事業者とガス導管事業の事業類型の見直しに伴う役割の変化及び行為規制の導入により、一部のガス導管事業者は、主に家庭用を対象とした需要調査費やガス小売事業者と連携した成功報酬型の需要開拓費を活用した需要開拓等を実施してきた。

他方、ガス事業者の事業環境は、「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の３つを同時追求するＧＸ政策の進展、将来的な人口減少や大都市圏への一極集中が進行する中で地方における社会基盤の維持、データセンターや産業団地等の新たな需要の浮上など、ガスシステム改革当初に想定していた事業環境からの変化に直面している。

ガス事業者は、エネルギーの安定供給を大前提としつつ、事業環境変化にも柔軟に対応し、脱炭素も含めた需要家の幅広いエネルギー選択のニーズに応えられるよう、持続可能なエネルギー供給を担うことが期待される。

① ＧＸ社会へのガス事業の貢献の在り方

ガスシステム改革以降、小売全面自由化や導管部門の法的分離等により、都市ガス事業は競争環境へ移行し、料金・サービスを通じた顧客獲得競争が進展するとともに、一部の事業者においては脱炭素投資やカーボンオフセットメニューの提供等の取組も進められてきた。他方、ＧＸは「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の同時実現を目指す取組であり、ガス事業においても、こうした政策要請の下で、安定供給を大前提とした持続可能なエネルギー供給の役割を果たすことがＧＸへの貢献となる。

エネルギー政策の基本的な考え方として、徹底した省エネルギーに加え、電源の脱炭素化と電化の推進、非化石エネルギーへの転換の進展が見込まれる一方、将来にわたり、熱需要はエネルギー需要の大宗を占めており、当該分野の脱炭素化が、我が国の重要な課題である。このため、電化が困難な分野においても、まずは、経済合理性を踏まえ、足下での取組として、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源として位置づけられる天然ガスへの燃料転換による熱需要の低炭素化を進めていかなければならない。その上で、天然ガスについては、カーボンクレジットを用いた脱炭素化、さらに合成メタンやバイオガス等の導入による燃料自体の脱炭素化を段階的に組み合わせていき、我が国のＧＸへのガス事業の貢献の最大化を図っていく。

また、人口減少や需要密度の低下が進展する中、地方における社会基盤の維持やエネルギー供給の在り方、全国大でのＧＸの貢献についても重要な論点であり、地域特性を踏まえた多様な取組が求められる。

特に地方部においては、災害時のレジリエンス向上や地域産業の維持・発展の観点から、エネルギーインフラの多重化や分散化が重要となる。ガス事業者は、地域の実情に応じたエネルギー供給の担い手として、地域経済の活性化、雇用の維持を通じたＧＸへの貢献が期待される。この際、地方部において地域のエネルギー供給を支えるコミュニティーガス事業のＧＸを着実に進めていくことも重要である。

② 燃料転換の推進等を通じた天然ガス高度利用による熱需要の低炭素化の推進

熱需要の低炭素化に向けた石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換は、CO_2 削減手段として費用対効果が高く、即効性のある取組として有効である。日本全国の燃料転換の拡大ポテンシャルは、地方ガスエリアを中心に 32～95 億㎥と試算されており、国内の熱需要における低炭素化を最大限推進していくことが不可欠。より効率的な熱需要の低炭素化に向けて、需要を面的に捉えて燃料転換を推進していくことが重要である。地方ガス事業者においては、事業規模や技術面の制約から、大規模需要に対する燃料転換への対応が困難な場合もあり、大手事業者との協創が、効率的に燃料転換を進める鍵となる。

これまで、ガス小売事業者や地方公共団体が中心となり、熱融通も含めた産業団地等の形成や面的に需要を捉えた効率的な燃料転換を推進。他方、面的な燃料転換の推進にあたっては、多数のステークホルダーの関与により合意形成プロセスが複雑化すること等を踏まえつつ、払出余力や導管整備状況等の情報へのアクセス性についての整理を行った。整理の結果、認知度向上に向けた取組と合わせ、プロセスごとの課題整理及び情報提供の充実が求められた。今年度より排出量取引制度の運用が開始される中、足下の燃料転換を推進するに当たっては、その効果や影響も踏まえつつ、既存燃料との価格差や多額の初期投資等が課題となり得るとの指摘があった。

そのため、地方公共団体や需要家が天然ガスへの燃料転換はＧＸに貢献する重要な取組であることを認識し、施策や計画に反映することができるように、国は、ＧＸと燃料転換の関連付けを明確にし、燃料転換がＧＸに資する重要な取組であることについて、審議会や活用可能な既存チャンネルを通じた情報発信及び情報提供を積極的に行うと共に、関係文書への位置づけの明確化を図る。また、燃料転換の推進にあたっては、保安の確保を前提として、設備や運用の変更に伴うリスクの把握及び変更管理の適切な実施を促し、安全かつ円滑に進めることが重要である。また、ガス事業者は、潜在需要家だけでなく地方公共団体などに対しても提案活動を行い、更なる認知度の向上に向けて働きかけるよう努める。加えて、ガス小売事業者や需要家がより燃料転換への取組を戦略的に進めるため、ガス導管事業者は、埋設管情報等の認知度向上及び供給状況図（払出余力）の認知度・視認性の向上を図る。更に、積極的な情報開示に関わる内容等の好事例を業界団体がとりまとめ、説明会や情報発信により展開を図る。

さらに、エネルギー需給構造の強靭化に資する天然ガスの高度利用が重要であり、エネルギーセンターや成長分野であるＡＩを支えるデータセンター等において、コージェネレーションシステムを活用した需要の拡大が見込まれる。近年、データセンターの立地・誘致にあたっては、系統電力の供給余力が不足し、電力系統への接続に長期間を要する地域も見られている。このため、

電力インフラとの連携を図りつつ、民間のみでは対応が困難な課題については、課題の整理と対応策の検討を進めることが重要である。こうした取組は、エネルギーの安定供給及び需給構造の強靭化に資するとともに、ＧＸ社会に貢献することから、引き続き推進していくことが重要である。

③ カーボンクレジットの創出・活用による脱炭素化の方向性

ガス事業者がＧＸに貢献する手段として、海外での植林や間伐などの二酸化炭素の排出削減効果、国内での燃料転換、省エネルギーの取組による排出削減効果を可視化する観点から、ＪＣＭクレジットやＪ―クレジットの創出・活用は重要な手段である。特に地方ガス事業者及びコミュニティーガス事業者が保有する需要家ネットワークや地域との接点は、全国規模で排出削減価値を創出する上で重要な基盤となる。

都市ガスは、電力と同様にカーボンクレジット等によるオフセットメニューの提供を通じ、需要家のＧＸに向けた取組に貢献することも可能であり、ガスシステム改革の目的でもある需要家の選択肢の拡大を担っている。

これまで、ＳＨＫ制度において、合成メタンやバイオガス等の導入やクレジットの活用等を事業者排出係数に反映可能とする制度を措置。ガス小売事業者は、自ら供給する都市ガスの係数の積極的な公表を行うことで、我が国のＧＸへの貢献やその準備を着実に進めることが期待される。そのため、ガス小売事業者の事業者別排出係数の公表比率や公表している事業者のリストを業界団体がとりまとめ、審議会等で報告し、定期的に状況のフォローアップを行う。

また、中長期の施策検討にあたっては、全国のガス事業者による取組が重要となる。クレジットの創出は、地方ガス事業者及びコミュニティーガス事業者においても参画しやすいものであることから、Ｊ―クレジットの創出に取り組んでいる事業者の数や創出量を把握し、ガス事業者の取組として審議会等で報告し、定期的に状況のフォローアップを行う。

④ 合成メタンやバイオガスへの燃料代替に向けた対応

熱分野の脱炭素化に向けては、経済合理性も考慮した検討が必要であり、合成メタンやバイオガスへの代替は、天然ガスへの燃料転換を進めた先に対応することが想定される。また、エネルギー供給源の多様化は中長期的なエネルギー安全保障の確保にも資することから、海外におけるサプライチェーンの構築、調達先の多角化についても戦略的に進める必要がある。現在、国は、合成メタンの本格的な導入を見据え、サバティエ反応を活用した装置の大型化と、革新的メタネーション技術の研究開発という二本柱で技術開発を進めてきており、革新的メタネーション技術は、2040 年代の大量生産技術の確立を目指して取り組んでいる状況であり、引き続き合成メタンの社会実装に向けた技術開発の支援に取り組む。

2030 年度１％供給という目標の達成に向けて、エネルギー供給構造高度化法において供給を義務化し、託送料金制度を活用した導入コスト回収の枠組みを措置したが、引き続き 2030 年度の目標実現のためには、措置すべき課題が残存。海外から合成メタン等を調達する場合の要件整理、ガス事業生産動態統計調査の見直し、メニュー販売における排出削減価値の訴求方法の整理等の整理が求められており、それぞれ関連する関係省庁の審議会等で議論を進める。また、合成

メタン等の都市ガスのメニュー販売における情報開示については、健全な競争環境の確保と需要家の保護のため、ガスの小売営業に関する指針の改正を行い、合成メタン等を用いたメニューの販売に係る環境価値の表示および訴求の在り方について、需要家に誤認を与えることのないよう、望ましい行為と問題となる行為等の整理を明文化する。その上で、ガス事業者は、合成メタンやバイオガスに係る認知度向上や需要家拡大に向けた周知活動を積極的に行う。また、合成メタン等の更なる普及に向けて、多様な供給形態の実現を図り裾野を広げる観点から、オンサイトメタネーション等について、安全性や需要家保護を確保しつつ、新たな事業モデルの展開や需要家の選択肢拡大に資する事業規制の緩和に向けた制度改正を行う。さらに、合成メタン等の環境価値を適切に評価し、需要家による選択や企業のＧＸの取組に活用できる仕組みの構築に向けて、ＩＰＣＣやＧＨＧプロトコル等の国際的なルールとの整合性も見据えながら、証書制度の実証及び制度設計の検討を進める。加えて、第７次エネルギー基本計画において天然ガスがカーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源として位置づけられていることや、業界において合成メタン等の導入見通しを 90～50%としたことを踏まえ、「2050 年に標準熱量を 40ＭＪ／㎥へ引き下げる」という、2021 年度のガス事業制度検討ワーキンググループの結論について、技術面、保安面、需要家への影響等の観点から、有識者を交えた検証を実施する。

国産のバイオガスは、地域資源の地産地消を実現するエネルギーであり、地域循環共生圏の形成、エネルギー安全保障、地域経済への波及効果が期待される。一方、立地制約やコスト、供給量の制約等が課題である。清掃工場や下水処理場等との連携や、地方公共団体の関与を含めた支援が重要であるため、関係省庁と積極的に連携を行い、廃棄物処理施設や下水処理場などから生成されるバイオガスの都市ガスでの利活用の検討を開始する。

合成メタンやバイオガスに関わるCO_2排出量算定やトレーサビリティのルールについては、ＳＨＫ制度などわが国の制度ではルール整備が進んでいる一方、ＩＰＣＣやＧＨＧプロトコルなど国際的なルールは未だ改訂議論の途上である。官民での情報連携やＩＳＯとＧＨＧプロトコルの戦略的連携に関わるＩＳＯ／ＴＣ２０７／ＳＣ７国内対応委員会における議論などを踏まえ、国際制度の動向にも留意する必要がある。

⑤ 様々なシナリオを踏まえた、多様な主体による中長期的な対応の方向性

我が国のＧＸ実現に向けた中長期の政策検討においては、これまで、合成メタン等への燃料代替を中心に据えて議論を行ってきたが、我が国のＧＸへガス事業が貢献するためには、供給規模や需要構成など特徴が異なる地方事業者も含め、現実的なトランジションの達成を目指し、脱炭素の取組を促す必要がある。そのため、天然ガスへの燃料転換による低炭素化や排出削減価値を用いた脱炭素化もあわせて、多様な手段を組み合わせて検討を行うことが重要。

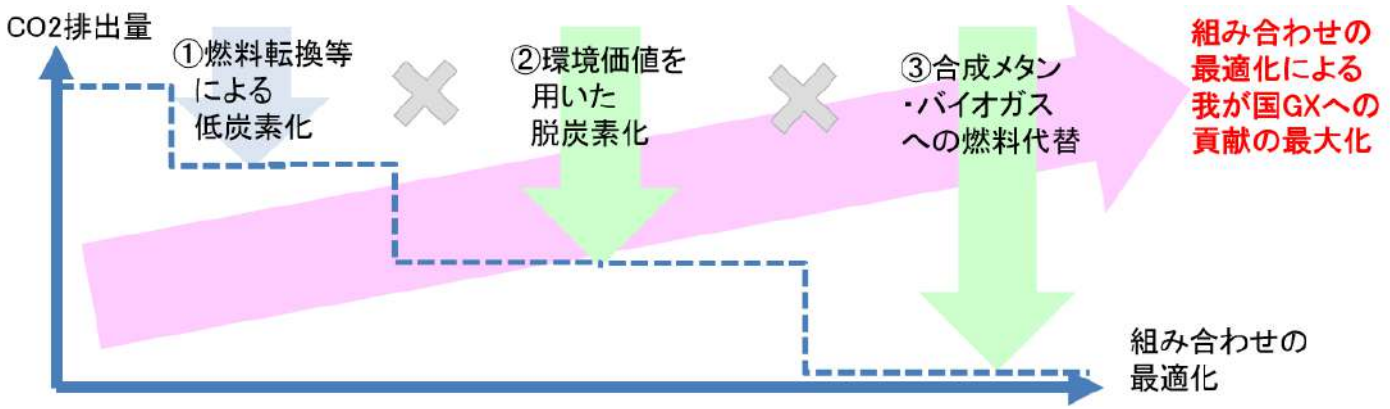
また、中長期の政策を検討するにあたって、世界情勢や事業環境の変化を踏まえて、ガス事業者の取組状況や需要家の取組状況を整理し、我が国のＧＸへのガス事業の貢献や、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、深めるべき論点や議論すべき視点、要素について検討が必要となる。

具体的には、取組を進めるガス事業者の特徴（ＧＸの取組状況、各社の需要構造の違い）や需要構造の変容、技術動向、環境価値の評価・活用状況、関連政策の動向（ＧＸ－ＥＴＳや国際ル

ール）等、各々の進展状況を踏まえつつ、今後の導入段階を整理し、経済性・環境性・実現性の観点から広範な事業者の参画を視野に入れた検討が必要となる。

以上を踏まえ、ＧＸへの貢献の最大化には、それぞれの手段の深掘りを進めることに加え、各施策の組み合わせの最適化が重要となる。今後は、ガス事業がエネルギーの安定供給を前提としつつ、多様な手段を組み合わせた現実的かつ段階的な脱炭素化を推進し、「手段の深掘り」と「全体最適化」の横串で検討を進め、貢献の最大化と 2050 年カーボンニュートラルの達成を目指す。また、国外の地政学リスクの高まりやＡＩの普及による電力需要構造の変化等を踏まえつつ、特定のシナリオのみに依存することなく、天然ガス、カーボンオフセットガス、合成メタン、バイオガス、水素の多様な選択肢を確保し、状況変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。さらに、都市ガス事業は、これまでも石炭系ガス、石油系ガス、ＬＮＧといった原料転換を通じて社会情勢や技術革新に柔軟に対応してきた。今後もこうした経験を活かし、新たな脱炭素エネルギーの動向や時間軸毎の国やガス事業者などのステークスホルダーの役割も踏まえながら、多様な選択肢を確保していくことが重要である。

参考図 19：我が国のＧＸへの貢献に向けた中長期の政策検討の方向性



（３）需要家利益の保護に資する適正な取引環境の確保

都市ガス事業については、従来から他エネルギーとの競合が存在していたが、2017 年４月の小売全面自由化以降は、大手事業者のエリアを中心に、ガス小売事業者間の競争も進展している。これらの新規参入の促進支援の観点から、ＬＮＧ基地の第三者利用やスタートアップ卸、振替供給の一般負担化を整備した。2021 年の旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち大手３社の経過措置料金規制の解除に係る議論の際に、大手３社に卸取引のコミットメントを求めているが、監視等委による定期的なフォローアップの中では、現時点において、問題となる行為は確認されていない。

こうした状況から、旧一般ガスみなしガス小売事業者の経過措置料金規制についても、着実に解除が進んでいるが、監視等委による特別な事後監視においても、解除された事業者が「合理的でない値上げを行った」旨の指導をされた事例は確認されていない。ガス小売料金については、現時点においては比較的抑制が働いているものと考えられるが、今後、監視等委による特別な事後監視が終了する中で、各ガス小売事業者は物価等の上昇や賃上げに対応していくことになるため、一般的な市場監視の一環として、小売価格の料金水準や、卸取引の運用面における課題について確認する必要がある。

① 一般的な市場監視を通じた規律確保

ガス小売事業者は、一部経過措置のある事業者を除き、自由競争の下で、消費者の方々に価格面も含めたより良いサービスを提供しながら、健全な経営基盤も確保していくことのバランスの中で料金を設定されており、原料費の上昇や物価高、人件費等の上昇といった状況変化を踏まえ、必要な値上げを行ってきている。小売の市場において経過措置の解除も含めて自由化が進展している中、需要家の利益の確保を図る観点からは、ガス小売事業者が需要家に対して明瞭・適切な情報発信を行っていくことは勿論のこと、監視等委がガスの取引・市場の監視を、事業者・需要家にとってよりわかりやすい形で行うことが重要。

こうした状況を踏まえ、ガス小売事業者が設定する需要家向け料金に関する説明や契約書面交付等について、ガス事業法上問題となる行為に対して監視等委が効果的な是正指導を引き続き実施する他、一般的な市場監視の一環として、監視等委の「自主的取組・競争状態のモニタリング報告」において、2026 年５月末（同年２月分）時点で、ガス小売事業者数が２桁の供給区域であり、かつ、供給区域におけるガス小売事業者の家庭用販売額の最大シェアが８割未満となる４供給区域（東京ガスネットワーク、大阪ガスネットワーク、東邦ガスネットワーク、西部ガス）について、供給区域ごとの家庭用小売価格の平均単価を公表する。

② 卸取引やＬＮＧ基地の第三者利用等に関する監視とその状況を踏まえた検討

2017 年４月の小売全面自由化にあわせて、新規参入の促進支援の観点から、ＬＮＧ基地の第三者利用やスタートアップ卸、振替供給の一般負担化を整備し、旧一般ガスみなしガス小売事業者のうち大手３社については、監視等委が卸取引のコミットメントの状況について、定期的にフォローアップを実施している。

こうした新規参入の促進支援策の取組状況についても、監視等委がガスの取引・市場の監視を継続しており、ＬＮＧ基地の第三者利用に関して業務改善勧告の対象となり得る行為を「適正なガス取引についての指針」に追記するよう経済産業大臣に建議を行うなど、個別事案ごとに事実関係を確認の上、必要に応じて適切な指導・是正を行っている。

小売料金の変更は卸取引の価格や条件にも影響しうるため、卸取引についても運用面の実態を把握する必要がある。監視等委は、引き続き適切な指導・是正を実施するだけでなく、スタートアップ卸を実施しているエリアにおいて、ヒアリング等を通じた定期的なモニタリングを実施する。

今後、こうしたモニタリング結果や、事業環境を取り巻く変化に応じて、各ガス事業者の事業規模や安定供給の担い手としての責務も考慮しながら、スタートアップ卸やＬＮＧ基地の第三者利用の運用の在り方を含めた制度的措置の必要性について検討する。

③ 経過措置料金の現状と今後の検討課題

小売全面自由化にあたって、小売料金規制を廃止した場合に、規制なき独占が生じ需要家が利益を害される事態を防止する必要から、当時競争が十分でなかった地域の旧一般ガスみなしガス小売事業者については、当分の間、既存の供給区域を対象に小売料金規制の経過措置を設けるこ

ととされ、旧簡易ガスみなしガス小売事業者（コミュニティーガス事業者）においても同様に経過措置を設けることとされた。

経過措置料金規制については、現在着実に解除が進んでいるが、旧一般ガスみなしガス小売事業者や旧簡易ガスみなしガス小売事業者（コミュニティーガス事業者）の中には、経過措置料金規制が残置されている事業者も存在する。これらの規制解除も含めたガス事業における経過措置規制の在り方については、今後ガスシステムを取り巻く環境の変化を踏まえて議論する。

５．今後の進め方

今回のガスシステム改革の検証を通じて取りまとめた「持続可能なガスシステムの構築に向けた対応方針」において行うこととした制度改正や指針の見直しについて、2026 年度中を目途に実施する。具体的には、供給計画・製造計画の見直し、託送料金制度における物価等変動の織り込みや変分改定の対象範囲の拡大、事業報酬率の算定方法の見直し、変分改定の標準処理期間の見直し、オンサイトメタネーション等の供給に係る事業規制の緩和について省令改正等の対応を進める。また、ＬＮＧ基地の第三者利用に係る業務改善勧告の対象となり得る行為や、事業者間精算費に係るガス導管事業者間の意思疎通に関して「適正なガス取引についての指針」の見直しを行い、合成メタン等の販売における情報開示について「ガスの小売営業に関する指針」に記載する。

その際、制度改正を含む政策の具体化にあたっては、多様な関係者との連携を深化することが重要である。ガス業界としても、持続的なガスシステムの構築に向け、燃料転換に向けた各社の事例の発信や、託送料金制度の理解促進に向けた情報提供、大手事業者のＤＸ活用事例の業界内の横展開、「現場ファースト運動」をはじめとした多様な取組を継続・発展させていくことが期待される。

ガス事業者の事業規模や地域性等が多様である中、制度的対応を中心とした共通する課題に対して取り組むことが引き続き求められる。今後、ガスシステムを取り巻く状況の変化にあわせて、これまでの市場競争や効率性の追求といった視点に加えて、事業の持続性の確保や関係者による協創といった視点からも、制度の不断の見直しや業界と連携した取組を進める。